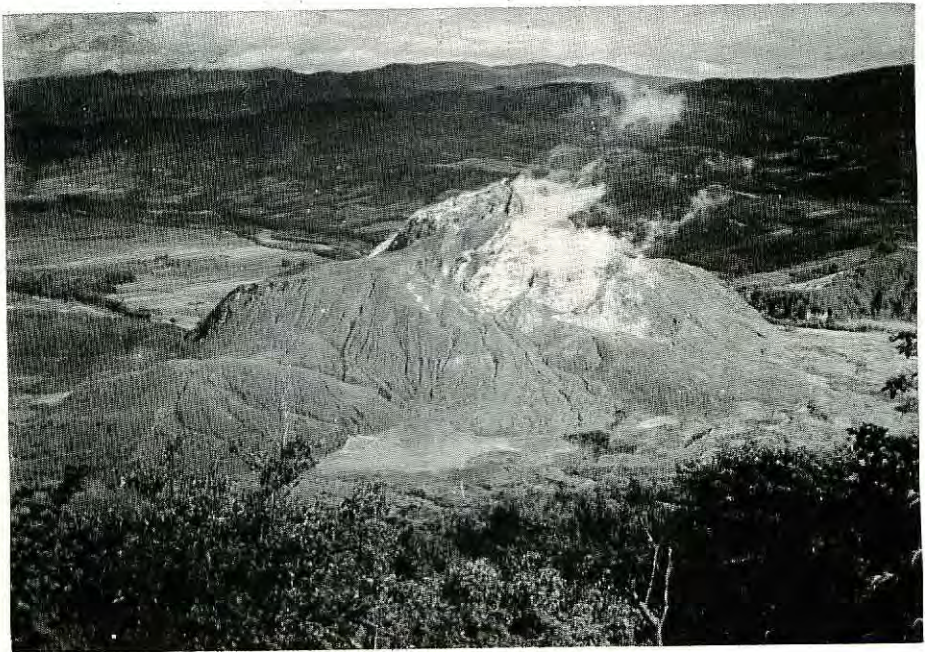


北海道議會時報

第 4 卷 第 11 號
昭 和 27 年 11 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第11号(昭和27年)

第 11 號 目 次

議 會 の 動 き

常任委員會	一
特別委員會	二

合 會

第三十一回全國都道府縣議會議長會定例会	四
全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會	五
八大都道府縣議會議長會	六
一道北部七縣議會事務局長連絡協議會	六

資 料

二十七年產米支應別供出割當	七
本年產米豫想收穫高(十月十五日現在)	七
衆議院議員選舉、道教育委員選舉、道議會議員補欠選舉結果	八
昭和二十七年地方財政平衡交付金、九月、十一月概算交付額	五
地方財政平衡交付金制度の檢討	七
昭和二十七年地方債配分	三
自治警察その後の動き	三
第十三國會成立法律の公布調	三
新立法についての動き	三
全國地方公共團體數調	三
昭和二十七年土地家屋の支應市毎平均償額一覽表	三
特異な行政事務條例調	三

雜 錄

第四次吉田内閣成立	六
衆議院常任委員長	六
參議院常任委員長	六
行政疑義問答集	六
報道から拾う	六

圖 書 室 便 り

十月のメモ	五
-------	---

寫眞説明

空から見た昭和山

道商工部商務觀光課提供

議會の動き

常任委員會

文教委員會

○十月十六日、午前十一時、第一委員室において開議、糸川委員長（協同）より宮城、福島、山形三縣で行われる第七回國體に本道選手團の激勵及び施設状況視察のため委員派遣について諮り、中山（改）安達（自）吉田（定）（改）委員より意見あり、一旦休憩午前十一時四十分再開、派遣委員に林（改）中山（改）岡田（協同）安達（自）吉田（定）（改）太田（社）塚田（勞）中野（社）の八委員を決定午後一時三十分散會。

民生委員會

○十月十六日、午前十一時、第三委員室において開議、本多委員長（改）より遺家族國庫債券の資金化問題を議題に供し、民生部長、保護課長より説明、新川委員（勞）より道費による資金化を促進すべき旨の發言があり、委員長よりこれを諮つて、そのことに決定、ついで戦犯受刑者世話人會事業計畫について委員長より説明があつて後、陳情第百號の審査をなし同伴は不採擇に決定、次に遺家族債券資金化、戦犯抑留者、慰問、保育所暖房料費對策の問題について、中央折衝委員について諮り、大澤（自）井口（社）本多（改）の三委員を十月十二日より二週間、なお、道外視察委員に新川（勞）大島（改）の二委員を關東、關西方面に十日間、沖野（公）濱森（道政）棚川（協同）の三委員は四國、九州方面に二週間、村山（改）勢田（自）新川（勞）金澤（自）坂東（秀）（公）の五委員は北陸、近畿方面に、二週間、それぞれ派遣することに決定、午後零時三十分散會。

農務委員會

○十月十四日、午前十時五十分、第一委員室において開議、宮本委員長（協同）より昭和二十七年産米供出割當に對する中央との折衝經過について説明を求め、秋山副委員長（協同）より報告、ついで風霜害に對する乳牛對策及び釧路で開催の産馬大會の決定事項につき上京した平野委員（自）より報告あり、次に農業試験場整備擴充強化について農試副場長より説明を聴取、平野委員（自）より豫算關係及び定員關係について二瓶委員（協同）より岩宇試験地の人員配置の問題について、舟木委員（社）より刷手の定員及び國立と道立との關係について朝倉委員（自）より試験場の整備強化について質疑、應答の後宮本委員長より定員の關係及び整備強化は是非必要であるが、この際實地の状況を視察の上決定したいと諮り全員賛成、一旦休憩、午後一時再開、若林委員（道政）より、國立と道立に分けた機構の問題について質疑、應答の後調査日程を諮り平野（自）和平（勞）委員より希望意見あり、それを取り入れて日程を編成することとし、派遣委員に天谷（協同）朝倉（自）秋山（協同）和平（勞）舟木（社）若林（道政）二瓶（協同）平野（自）井川（改）田中（自）の十委員を決定した。

次に地方競馬特別會計豫算の専決處分について畜産課長の説明を聴取これを諮つて異議なく承認に決定。

次に昭和二十七年産米供出及び砂糖法について農政課長の説明を聴取砂糖法については、なお研究の上處置を講ずることとした。

次に昭和二十八年國費豫算の問題もあり、新政府決定次第上京することとし、人選等については、正副委員長に一任することに決定。

次に秋山副委員長（協同）より農業倉庫の問題、農薬備蓄の問題について發言あり、農政課長外よりそれぞれ對策について説明あり、若林委員（道政）より風水害對策並びに農業倉庫の件については、前回小委員と知事交渉の経過もあり正副委員長より強力に折衝せられたいとの要望

があり委員長。了承、

次に生産運よりトラクター貸付料について陳情聴取後畜産課長より昭和二十八年年度豫算要求について説明聴取の上午後二時四十分散會。

衛生委員會

○十月十三日、午前十一時五十分、副議長室において小委員會協議會を開議、田中委員長（自）より北海道製藥會社の再建問題について諮り、理事者作製の計畫案について検討の結果、一應道より一千万圓の出資をなし、資本金二千五百万圓の株式會社として設立することとし、小委員會に諮つて決定することに決し、午後一時二十分散會。

商工委員會

○十月九日、午後一時四十分、第一委員室において開議、宮坂委員長（改）より諸般の報告、山本商工部長新任の挨拶あつて、商工振興課長より、昭和二十七年北海道自轉車競技費追加更正豫算の内容、及び北海道ローカル航空路設定について説明があり、ついで部長より商工部出先機關の充實について説明、坂東（浩）（公）山内（勞）の兩委員より出先機關の圓滑な運營を要望する旨の發言があつたが本問題はなお検討することとし、次に商工振興課長より日本タンニン工業株式會社事業内容調査の件並びにガス料金値上問題について説明を聴取後、商工事情調査のため十八日より十日間、網走、宗谷留萌管内に委員を派遣することを決定して午後三時十分散會。

土木委員會

○十月七日、午後一時十分、第一委員室において開議、まず道路改正に伴う國道認定に關する中央の動きについて理事者より説明を聴取、宮津委員長（自）より、國道認定に關する道側の意見を實現するため最後のな折衝の要ある旨を諮り全員異議なく、中牧（自）時田（道政）新保（公）の三委員を派遣することに決定した。ついで十勝沖地震による震災地復

興狀況視察について諮つてこれを決定、更に一般土木事情視察（上川支廳管内）について諮りそれぞれ次のように決定した。

震災地復興狀況視察

道下（改）川人（道政）、榊原（社）菊地（改）西田（正）（改）土山（公）

委員十月十六日より七日間

一般土木事情視察

笠井（協同）大竹（協同）池戸（勞）清水（自）委員、十月十六日より七日間

次に付託請願の審査に依り請願第百八十五號、第百八十七號、第百九十號、第百九十一號、第二百五十四號、第二百五十六號の全部を採擇に決した。

次に道路法施行令案（北海道の特例）漁港工事の進捗狀況、町村道の補助費の割當等の問題について理事者より説明を聴取、午後三時十分散會

建築委員會

○十月六日、午後一時十五分、第一委員室において開議、旭委員長（自）より道内一般公共營造物視察並びに水族館視察について諮り、時田（道政）宮津（自）池戸（勞）中牧（自）菊地（改）各委員より意見があり結局、九日に水族館の視察をなし、一般公共營造物視察は十一月五日に委員會開會、翌六日から全道的に視察することに決定した。

次に寒地住宅促進に關するその後の動きについて理事者より説明を聴取、菊地（改）、川人（道政）委員より開發公社の住宅設計畫等について質疑應答の後、道立ブロック建築指導所の設置經過について理事者の説明を聴取、午後二時四十五分散會。

特別委員會

電源開發對策特別委員會

○十月六日、午後一時四十分、自由黨控室において開議、西田（信）委員長

(自)より第四回、第五回の上京折衝の経過を述べ、糠平水系は本年度から着手に決定、ついで幾春別川、大夕張川の電源開發問題についての状況を報告、知事からも同様報告の後今後の協力を求めた。ついで宮坂委員(改)よりニューグランドで經濟審議廳藤波技官一行の糠平、幾春別川視察報告懇談會の主要點について報告があつた後、委員長より糠平水系工事着手の推進について諮り、知事よりまず損害補償問題の解決協力會期成會のようなものゝ設置について私案が發表され、異議なくこれを了承なお糠平水系に本年度事業費として五億圓がついたが、増額の余地があり幾春別、大夕張川問題等もかみ合せて更に上京折衝することに意見一致、次に幾春別川問題を軌道にのせる方策について諮り、知事及び電源開發本部長より中央狀情勢から勘案しての運動方法について意見あり又時田委員(道政)兒玉委員(自)よりもこれに對して意見があり、結局上京して狀勢に應じて手を打つことに意見が一致した。次に大夕張川の問題については、三菱がやるという關係がはつきりしないが、とに角經營主體は今後検討することにし、とりあえず農業用水のための公共事業費豫算をつけてもらい、中央の情勢を研究すると同時に道としての資料を準備することにしてはどうか、と諮りそのことに決定、次に北電の行う層雲別の問題については觀光の關係から放水量が問題となつてゐるが、この點知事の放水量に關する意向を了承、議會の意向も考慮の上善處することについて全員賛成した。

なお上京折衝については、人選、日時等も正副委員長に一任に決し、午後三時三十五分散會。



會 合

第三十一回全國都道府縣議會議長會定例会

第三十一回全國都道府縣議會議長會定例会は十月八、九の兩日神奈川縣小田原市城内高等學校において開會、役員改選、自治功勞者表彰、提出議案九十九件の採擇等を行つたが、平和條約がその効力を發生し占領から獨立への年の第一回會合であり、審議の上にも稀にみる熱意が伺われ有意義の裡に終了した。

その經過は次の通りである。

七日、定例会に先立ち幹事會を午前十時四十分開會、定例会における議案審議方法及び役員改選方法等について協議、又自治功勞者表彰その他次回定例会開催地等について打合を行つた。

八日、午前十一時十分定例会を開會議長に地元の神奈川縣議會議長副議長に埼玉縣議會議長がそれぞれ選任せられ内閣總理大臣代理岡崎外務大臣、神奈川縣知事、小田原市長の挨拶及び祝辭につづいて永年在職の議員二十六名（本道は井川伊平副議長在職二十年以上）職員十二名の自治功勞者の表彰が行われ議事に入り會務及び會計監査報告、議會會館移轉に關する狀況報告、議會會館運營、狀況報告自治廳地方財政審議會委員及び參與の推選方承認についてそれぞれ各關係者より説明があつて報告通り承認することと決定、つぎに第九十七號議案を可決、その他の議案九十八件を第一（法制）第二（財政）第三（自治振興）第四（災害對策及び事業）第五（その他）の關係委員會に付託し審議に入つた。

次いで會則變更について諮り「副會長四名を五名」とすることを決定し役員銓衡委員を指名した。

九日、前日に引續き午前十時四十五分開會各委員會、付託案件の審審經過につき第一委員長（北海道）第二委員長（大阪府）第三委員長（三重縣）

第四委員長（秋田縣）第五委員長（廣島縣）から別項の通り報告があり、何れも委員長報告通り可決されつゝいて役員銓衡委員長（京都府）から正副會長の選任結果を報告、會長より幹事及び監事の新役員の報告があつてそれぞれ報告通り満場一致を以て決定つぎに地方制度調査委員會委員を別掲の通り選任決定し、大分縣議會議長の謝辭があつて閉會。なお次會定例会は東北ブロックで開催に決した。

▲新役員氏名

會長 東京

副會長 北海道、愛知、大阪、高知、福岡、

幹事 東北ブロック 宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟

關 東 岐阜、石川、福井

近 畿 京都、兵庫、和歌山

中 國 岡山、島根

四 國 徳島、愛媛

九 州 長崎、富崎、熊本

計 東北及び關東ブロック 千葉

監事 東北北陸及び近畿 滋賀

中國、四國及び九州 山口

計 全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會委員東京、北海道、愛知、

大阪、高知、福岡（正副會長）

東北ブロック 青森、岩手、秋田

關 東 神奈川、埼玉、山梨、長野

東北北陸 三重、静岡、富山

近 畿 京都、兵庫、奈良

中國ブロック 廣島、鳥取

（2）（3）（3）（4）（3）（6）（3）（2）（2）（3）（3）（4）（3）

- 四 國々 香川、徳島
九 州々 大分、佐賀、鹿児島

(2) (3) (20)

▲各委員會審議經過報告

第一委員會（法制關係）

公職選舉法改正、地方稅法改正に伴う地方財源の確保、恩給改正、警察制度改正、教育委員會制度の改正、自治功勞者に對する榮典制度の立法措置、地方議會における常任委員會を閉會中開會し得る法的措置などを含む二十二件を一部修正その他を原案通り可決。

第二委員會（地方財政關係）

地方財政の確立、平衡交付金及び起債枠の擴大、土地改良事業國庫豫算増額、國民健康保健事業の財政確立、道路關係補修費國庫補助額など二十五件を整理統合の上原案通り可決。

第三委員會（自治振興關係）

中小企業の振興對策、地方總合開發促進、自治消防の整備強化など十一件を整理統合の上原案通り可決。

第四委員會（災害對策及び事業關係）

災害復舊費全額國庫負擔と事業の促進、治水對策の促進、公營住宅の建設促進など二十件を整理統合の上原案通り可決。

第五委員會（その他）

海外抑留同胞の引揚促進、留守家族の厚生援護の強化、戰爭犯罪者の釋放、接收解除建物の補償、千島列島復歸並びに齒舞諸島及び色丹占領解除懇請決議、最高裁判所裁判官の國民審査など二十件を原案通り可決。

全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會

○十月二十二日、東京都において開催、次の事項を決定した。

- 一、委員長、副委員長の互選委員を行政及び財政の二部門に區分それぞれ

二、調査檢討すべき事項の概目をつぎのように決定した。

行政部會

(一) 地方行政

- 1 府縣の性格及び規模に關する問題
- 2 道州制問題
- 3 特別市問題
- 4 事務配分問題
- 5 教育制度と教育委員會制度の問題
- 6 警察制度を自治體警察制度の問題
- 7 首長の公選に關する問題

(二) 地方議會

- 1 常任委員會制度の問題
- 2 議員の數に關する問題

財政部會

- 1 地方稅制問題
- 2 平衡交付金制度の問題
- 3 國庫補助金制度の問題
- 4 地方債の問題

八大都道府縣議會議長會

○十月二十七、八日、の兩日、福島縣において開催協議事項つぎのとおり

- 一、自治廳行政實例の傾向研究調査について
- 一、全國都道府縣議會議長會共同保險の研究調査について
- 一、揮發油稅收入を道路整備事業費に充當方要望について
- 一、産業教育振興法に基く國庫補助の増額要望について
- 一、地方公務員の給與改訂に對し財源措置方について
- 一、戰犯刑死者の遺族援護について
- 一、港灣及び漁港整備費に對する國庫補助増額並びに起債枠の擴大につ

57

- 一、結核療養のための國の施設擴張について
- 一、未歸還家族引揚促進について

一 道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○十月三十、三十一日の兩日宮城縣において開催、協議事項つぎのとおり

- 一、常任委員長の辭任について
- 一、自由討議について
- 一、議會職員の職階格付試案について
- 一、地方自治法改正に伴う調査活動について
- 一、臨時會の付議事件について
- 一、第三十二回定例全國都道府縣議會議長會開催について
- 一、専門圖書館協議會への加入について
- 一、常任委員會又は委員長名をもつて外部に對し意思表示について
- 一、議案審議方法について
- 一、國立病院地方移讓について



資料

本年産米六千四百八十二万石

農林省は三十一日本年産米の豫想收穫高を發表した。これによれば、水陸稻合計六千四百八十二萬千七百石となつており、「時報」前號に掲載した。九月十五日現在の收穫高試算六千四百九十四萬石を多少下廻るが、過去五カ年の平均推定實收高六千二百四十五萬石を大幅に上廻り、作柄はほぼ平年並に近いといわれている。各都道府縣別豫想收穫高は次のとおり。

地名	作付面積 町	豫想收穫高 石	地名	作付面積 町	豫想收穫高 石
全 國	3,034,450	64,821,700	愛三	88,270	1,869,500
北海道	146,912	3,011,970	知重	68,980	1,379,300
青森	70,416	1,637,290	賀都	60,827	1,424,480
岩手	64,010	1,418,700	京大	36,963	791,130
			阪	31,058	737,680
宮城	104,340	2,422,800	兵奈	88,774	2,031,090
秋田	104,130	2,298,700	庫良	27,842	611,980
山形	97,740	2,341,900	歌山	27,350	556,890
福島	99,010	2,318,800	取根	31,920	675,700
茨城	114,950	2,264,800	鳥島	49,527	937,930
栃木	87,780	1,716,600	岡廣	80,580	1,801,100
群馬	50,690	1,063,600	山島	69,270	1,416,000
埼玉	83,360	1,629,000	口島	64,490	1,233,390
千葉	109,820	2,226,900	德香	28,500	528,600
東京	13,300	232,300	川	35,412	810,340
神奈川	26,550	538,100	愛媛	40,490	880,500
新潟	177,090	3,894,000	知高	35,630	627,800
富山	73,130	1,468,050	岡賀	93,800	2,122,700
石川	50,928	923,980	崎	52,940	1,227,100
福井	46,380	885,400	佐長	31,360	620,300
山梨	18,290	436,300	熊本	80,080	1,875,700
長野	70,800	1,783,000	大崎	53,390	1,176,900
岐阜	63,450	1,282,300	宮崎	52,830	1,012,700
静岡	60,090	1,315,200	鹿兒	71,000	1,363,200

二十七年産米支廳別供出割當決まる

八日道側から提示された今年産米百五十二萬石の支廳別供米割當は道農業委員會で原案修正の要望を強く打出し、難航を續けていたが、道側は委員會の意向をいれ、石狩の供出を反收二升増として二千百石を増し、渡島を反收九合増の四百石増とし、計二千五百石を増加、一方十勝を反收四升減の千石減、網走を反收一升六合減の千石減留萌を反收一升四合減の五百石減計二千五百石を減じて修正することに決し九日の市長、支廳長會議につぎのように指示割當會議を終つた。

支 廳	面 積	反 收	生産量	保有計	供 出 量
△石 狩	11,069.5	1,727	191,170	97,370	96,800
空 知	47,636.3	2,056	979,402	309,702	669,700
上 川	40,612.8	2,095	850,838	299,038	551,800
後 志	6,346.2	1,702	108,012	64,212	43,800
檜 山	3,353.1	1,630	54,656	38,856	15,800
△渡 島	4,322.5	1,741	75,255	49,652	25,600
釧 路	5,069.9	1,635	82,893	44,993	37,900
日 高	3,531.7	1,629	57,531	39,031	18,500
○十 勝	3,387.2	1,293	43,797	30,897	12,900
釧 路	31.8	1,000	318	318	—
根 室	—	—	—	—	—
○網 走	6,128.9	1,493	91,505	67,905	23,600
宗 谷	4.9	800	39	39	—
○留 萌	3,478.1	1,581	54,989	31,389	23,600
計	134,972.9	1,919	2590,405	1,070,405	1,520,000

(註△印は増、○印は減になつたもの)

衆議院議員選舉、道教育委員選舉

道議會議員補欠選舉結果

十月一日執行の衆議院議員選舉、同五日執行の道教育委員、道議會議員補欠選舉の結果はつぎのとおりである。

一、衆議院議員選舉

候補者別得票數調

第一區

候補者名	得票數	札幌市	小樽市	石狩支廳	後志支廳
候補者名					
椎熊三郎	四、六四五	六、四九七	二、四六九	四、五四四	一、三、九三
横路節雄	四、八八六	二、〇、四五	六、一〇七	九、一六五	一三、一〇九
町村金五	四、八八五	二、三、三二	一、七二二	一六、二二六	三、六九七
薄田美朝	三、〇、四一	六、二四三	四、四九〇	二、四、五五	三、八、五四
正木清	三、七、七七	一、三、七四	九、四九七	六、九九五	五、五五九
吉米地英俊	二、五、九九	八、〇六一	一、五、一六〇	二、六、六三	三、六、六五
岩本政一	二、四、六六	八、九〇〇	八〇九	一四、七、九七	五、〇、七八
宇野秀次郎	三、四、四六	一、三、五〇三	五、五五	四、二、三三	五、〇、六七
和泉盛	一、六、五五	九、六、七四	二、七、六六	二、四、七〇	一、六、九八
浦口鐵男	一〇、五、三三	四、七、五四	一、四、六六	二、七、三三	一、五、〇〇
杉之原舜一	一〇、〇、三三	四、九、五八	一、四、〇〇	二、〇、六六	一、四、六九

第二區

候補者名	得票數	旭川市	留萌市	稚内市	上川支廳	宗谷支廳	留萌支廳
松浦周太郎	三、五、五四	九、八〇二	一、三、三四	四、〇、〇〇	二、九、四三	二、七、二二	七、二、五五
佐々木秀世	四、二、七二	三、三、五七	三、五、五	一、八、六八	一、七、八三	七、四、三三	五、三、三七
芳賀貢	四、四、四七	九、五、七七	一、六、二七	二、五、四〇	三、三、四八	二、五、三三	二、六、六八
玉置信一	三、九、三三	六、五四	九、一、九二	一、四、二二	三、七、三三	五、五、七七	一、六、九、七七
河口陽一	三、八、四四	二、四、八〇	三、三、三	一、〇、四八	二、五、八二〇	三、三、三六	三、一、二七
武田信之助	二、九、五五	一、三、三三	八、五	九、八	二、三、七二	八、六	四、四、三
林唯義	二、七、四六	三、五、五九	三、七	一、四、二二	三、三、〇、三三	四、九、九	一、七、一
五十嵐久彌	六、二、二九	一、六、三二	二、七、二	三、五、五	二、六、六六	四、四、一	六、五、五

第三區

候補者名	得票數	函館市	檜山支廳	渡島支廳
候補者名				
平塚常次郎	三、五、〇三	三、一、元一	五、三、元一	一、五、七、二〇
川村善八郎	四、八、三六	四、二、五五	八、九、六三	三、六、四八
館俊三	四、三、〇、四七	二、五、四、八二	四、一、二八	一、三、四、二七
田中元	三、五、六、七八	一、五、四、六三	七、七、七一	一、三、四、四三
富永格五郎	二、三、八、四六	八、六、三〇	七、五、三三	七、六、八三
須藤秀夫	二、一、九、八一	八、四、四四	四、一、五五	六、九、七八
石田元宏	三、七、七八	二、五、九九	三、七	一、〇、六、一

第四區

候補者名	得票數	室蘭市	夕張市	岩見澤市	苫小牧市	美唄市	空知支廳	膽振支廳
候補者名	得票數	室蘭市	夕張市	岩見澤市	苫小牧市	美唄市	空知支廳	膽振支廳
岡田 春夫	六、七五	三〇	三、〇六	一、八三	六四	三、九三	三、一八	一、七
渡邊 惣藏	五、四二	二六	九、八五	二、九三	二四	五、〇七	五、六〇	六、三
篠田 弘作	五、四六	六四	三、三	三、〇七	五、六九	二、八六	二、五八	六、八四
山中 日露史	四、九四	二、六七	七二	五、〇八	五、六七	二、八	二、九八	九、七九
南條 徳男	四、五八	一、六七	一、四七	一、三三	一、三三	八、五	七、六九	一〇、四二
小平 忠	四、五四	一八	一、四三	五、五二	三三	二、九七	二、五八	三、七九
北勝太郎	三、八五	一五	三三	七、八	三〇	二、四九	二、〇七	二、七八
手代木隆吉	三、五九	二、一五	九七	三、八	一、八四	七、四三	五、二五	二、六九
星野靖之助	二、二三	三、五	三、六二	一、五八	二、六	二、六五	一、五二	五、七
柄澤とし子	一、六七	一、六七	二、六二	五、八	四〇	一、七五	七、六四	一、〇九

第五區

候補者名	得票數	釧路市	帶廣市	北見市	網走市	十勝支廳	釧路國	根室支廳	網走支廳
候補者名	得票數	釧路市	帶廣市	北見市	網走市	十勝支廳	釧路國	根室支廳	網走支廳
森 三樹二	四、一七	三、五二	四、五〇	一五	七、五九	三、〇五	二、四六	八四	八四
伊藤 郷一	四、一五	九、〇四	四、七	六三	三、〇	七、〇二	五、四四	八、四三	二、七六
高倉 定助	三、八二	二、六	二、五	一、九	四、三	五、五	六、三	八三	七〇
永井 勝次郎	三、四八	三三	一四	九、五	二、一七	八、四	四、六	五、三	五、〇
松田 鐵藏	三、六五	二〇九	七	一、四六	八、五	六、五	一、〇三	一、九〇	二、七六
本名 武	四、〇五	四、二	一、六	三、六	三、九	五、五	六、三	九、八	八、五

林 好二	三、〇六五	一四	六、八	六、七六	四、八	三、二九三	六、〇
小笠原 恵	二、〇五	一六	三、一〇〇	四、五九	三、七	四、九四	一、九七、〇
高野 源藏	一、六六	六、八〇	三、九	二、五	七	二、七九	三、六三
尾崎 天風	一、五四二	一、四	三、〇九七	一、七	二、九	一、七〇	三、三
古澤 泰一	一、四四五	八、四三	四三	六、九七	一、四	一、七	一、〇
南雲 正朔	一、八六	五、二五	三七	四、六	五、三	三、〇六	一、八二〇
日光 福治	九、六三	八、八	一、五七	一、五八	三、二	一、九五	一、〇〇〇
藤本 國夫	三、九三	二、三	五、四	三	三、二、五九	三、三	三、三

二、北海道議會議員補欠選舉

△石狩支廳管内

當 二六、一〇〇	舛田 岩雄
次二〇、六七七	山本 弘
三、五四二	片岡 靜夫

△空知支廳管内

當五〇、九四六	佐久間 貞江
次四六、二八一	佐藤 吉藏
四二、五二六	津川 直一
一五、四八三	柳澤 正四郎

結 果 調 (衆議院議員)

投票率	計			投票数			計
	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	有効	無効	
61.67	183,691	118,964	64,727	64.76	117,979	985	118,964
64.83	98,788	69,179	29,609	70.03	68,612	565	69,177
63.02	98,344	69,116	29,228	70.28	68,431	667	69,098
72.35	102,782	78,744	24,038	76.61	77,789	740	78,729
74.90	483,605	336,003	147,602	69.48	332,811	3,157	335,968
73.62	70,324	54,354	15,970	77.29	54,012	342	54,354
72.35	17,285	13,080	4,205	75.67	12,964	116	13,080
62.49	19,110	12,782	6,328	66.89	12,727	55	12,782
72.30	180,134	140,342	39,792	77.91	138,833	1,505	140,338
70.19	43,382	32,734	10,678	75.46	32,306	428	32,734
75.88	47,711	37,033	10,678	77.62	36,477	507	36,984
72.29	377,946	290,325	87,621	76.82	287,319	29,53	290,272
69.39	125,699	90,064	35,635	71.65	89,613	447	90,060
73.89	49,180	38,573	10,607	78.43	38,082	489	38,571
70.22	122,249	91,158	31,091	74.57	89,963	1,175	91,138
70.45	297,128	219,795	77,333	73.97	217,658	2,111	219,769
67.74	60,605	44,760	15,845	73.86	44,293	421	44,714
63.96	52,543	36,824	15,719	70.08	36,182	642	36,824
66.43	25,690	18,668	7,022	72.67	18,556	111	18,667
72.49	21,640	16,739	4,901	77.35	16,531	208	16,739
66.52	43,490	31,651	11,839	72.78	31,243	408	31,651
64.59	274,036	196,238	77,798	71.61	193,091	3,136	196,227
68.53	67,842	49,656	18,187	73.19	49,108	544	49,652
68.40	52,596	38,903	13,693	73.97	38,346	551	38,897
66.16	598,442	48,439	165,004	72.43	427,350	6,021	433,371
71.28	48,608	36,653	11,955	75.41	36,308	345	36,653
78.67	30,250	24,209	6,041	80.03	24,056	148	24,204
68.64	24,673	18,325	6,348	74.27	18,179	146	18,325
73.84	19,913	15,623	4,290	78.46	15,494	129	15,623
76.38	120,031	97,388	22,643	81.14	96,368	1,018	97,386
66.76	56,096	40,708	15,388	72.57	40,114	593	40,707
56.59	36,780	23,390	13,390	63.59	22,902	488	23,390
68.15	148,433	109,224	39,209	73.58	108,031	1,193	109,224
70.39	484,784	365,520	119,264	75.40	361,452	4,060	365,512
68.41	2,241,905	1,645,082	596,823	73.38	1,626,590	18,302	1,644,892

票をした者が選挙期日までに1名死亡したことによる。(膽振支庁管内洞爺村)
314,796人、投票率は67.82である。

投 票

選挙 区別 (支庁市別)	男女別 区 分	男				女		
		選挙当日の 有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	選挙当日の 有権者数	投票者数	棄権者数
第 一 区	札幌市	91,508	62,111	29,397	67.87	92,183	56,853	35,330
	小樽市	46,910	35,547	11,363	75.78	51,878	33,632	18,246
	石狩支庁	49,161	38,122	11,039	77.55	49,183	30,994	18,189
	後志支庁	50,031	40,581	9,450	81.11	52,751	38,163	14,588
	計	237,610	176,361	61,249	74.22	245,995	159,642	86,353
第 二 区	旭川市	33,986	27,599	6,387	81.20	36,338	26,755	9,583
	留萌市	8,480	2,710	1,770	79.13	8,805	6,370	2,435
	稚内市	9,858	7,000	2,858	71.01	9,252	5,782	3,470
	上川支庁	89,761	74,998	14,763	83.55	90,373	65,344	25,029
	宗谷支庁	21,907	17,660	4,247	80.61	21,475	15,074	6,401
	留萌支庁	23,929	18,988	4,941	79.35	23,782	18,045	5,737
	計	187,921	152,955	34,966	81.35	190,025	137,370	52,655
第 三 区	函館市	59,193	43,917	15,276	74.19	66,506	46,147	20,359
	檜山支庁	24,343	20,222	4,121	83.07	24,837	18,351	6,486
	渡島支庁	60,404	47,731	12,673	79.02	61,845	43,427	18,263
	計	143,940	111,870	32,070	77.72	153,188	107,925	45,263
第 四 区	室蘭市	30,549	24,399	6,150	79.87	30,056	20,361	9,695
	夕張市	27,616	20,880	6,736	75.59	24,927	15,944	8,983
	岩見沢市	12,716	10,049	2,667	79.03	12,974	8,619	4,355
	苫小牧市	10,727	8,828	1,899	82.30	10,913	1,911	3,002
	美唄市	22,223	17,504	4,719	78.77	21,267	14,147	7,120
	空知支庁	138,823	108,906	29,921	78.45	135,209	87,332	47,877
	釧路支庁	33,628	26,209	7,420	77.94	34,214	23,447	10,767
	日高支庁	26,573	21,104	5,469	79.42	26,023	17,799	8,224
	計	302,859	237,879	64,981	78.54	295,583	195,560	100,023
第 五 区	釧路市	24,897	19,752	5,145	79.33	23,711	16,901	6,810
	帯広市	14,705	11,979	2,726	81.46	15,545	12,230	3,315
	北見市	12,118	9,707	2,411	80.10	12,555	8,618	3,937
	網走市	9,782	8,142	1,640	83.23	10,131	7,481	2,650
	十勝支庁	60,862	52,196	8,666	85.76	59,169	45,192	13,977
	釧路支庁	29,189	22,746	6,443	77.93	26,907	17,962	8,945
	根室支庁	18,519	13,057	5,462	70.51	18,261	10,333	7,928
	網走支庁	74,091	58,560	15,531	79.04	74,342	50,664	23,678
	計	244,163	196,139	48,024	80.33	240,621	169,381	71,240
合 計		1,116,493	875,204	241,290	78.39	1,125,412	769,878	355,534

備 考 1. 投票者数に棄権者数を合算したものが選挙当日の有権者数に不都合なのは、不在者投
 2. 前回(昭和24.1.23)の総選挙結果は選挙当日の有権者数1,938,708人、投票者数1,

投 票 調 (衆議院議員)

(7) 候補者の氏 名を自書し ないもの	(8) 候補者の何 人を書いた か確認し 難いもの	(9) 議員又は委員 の職に現にあ るもの氏名を 記載したもの	(10) 白 紙 投 票	(11) 単に雑事を 記載したもの	(12) 単に記號符 合を記載し たもの	(13) そ の 他	(14) 計
6	73	—	251	112	39	—	985
—	35	14	150	53	40	—	565
6	59	—	140	64	39	—	667
4	109	—	221	82	46	—	940
16	276	14	762	311	164	—	3,157
1	35	—	80	64	16	2	342
3	13	—	20	9	3	5	116
—	—	—	33	12	—	—	55
9	166	—	377	198	92	—	1,505
1	46	—	99	29	42	2	428
9	43	—	142	40	22	2	507
23	303	—	751	352	175	11	2,953
3	53	—	86	88	26	13	447
10	49	—	88	46	22	—	489
26	108	—	318	69	62	—	1,175
39	210	—	492	203	110	13	2,111
—	44	—	101	15	27	—	421
2	49	—	114	56	100	12	642
—	12	—	5	10	22	—	111
—	—	—	60	19	14	—	208
—	38	—	102	60	40	—	408
22	221	—	810	324	296	—	3,136
4	67	—	136	71	38	—	544
1	65	—	83	94	18	—	551
29	496	—	1,411	649	555	12	6,021
—	19	—	61	55	57	2	345
3	12	—	37	12	15	—	148
—	17	—	25	21	11	—	146
—	27	—	22	9	—	—	129
5	128	—	233	125	78	1	1,018
11	33	—	120	73	51	1	593
2	27	—	100	52	31	3	488
7	140	—	232	132	91	—	1,193
28	403	—	830	479	334	7	4,060
135	1,688	14	4,246	1,994	1,338	43	18,302

選 舉 区 分			(1) 正規の用紙 を使用しな いもの	(2) 候補者でない 者の氏名を 記載したもの	(3) 候補者とな ることので きな者の氏 名を記載し たもの	(4) 2人以上の 候補者の氏 名を記載し たもの	(5) 被選挙権の ない候補者 の氏名を記 載したもの	(6) 候補者の氏 名の外他事 を記載した もの
第 一 区	札幌市	10	390	42	19	—	43	
	小樽市	9	166	1	25	34	38	
	石狩支庁	9	298	3	13	—	36	
	後志支庁	6	431	—	17	—	24	
	小計	34	1,285	46	74	34	141	
第 二 区	旭川市	6	104	—	8	—	26	
	留萌市	2	49	—	1	—	11	
	稚内市	—	—	—	3	—	7	
	上川支庁	10	528	38	32	—	55	
	宗谷支庁	3	179	—	9	—	18	
	留萌支庁	6	218	—	6	—	19	
	小計	27	1,078	38	59	—	136	
第 三 区	函館市	4	85	1	36	—	52	
	檜山支庁	10	227	—	19	—	18	
	渡島支庁	17	475	—	53	—	47	
	小計	31	787	1	108	—	117	
第 四 区	室蘭市	1	204	—	14	—	15	
	夕張市	—	223	—	41	—	35	
	澤見岩手市	1	43	3	6	—	9	
	苫小牧市	—	109	—	3	—	3	
	美唄市	7	113	—	24	—	24	
	空知支庁	29	1,232	—	93	—	109	
	釧路支庁	5	197	—	16	—	10	
	日高支庁	7	250	—	11	—	22	
	小計	50	2,381	3	208	—	227	
第 五 区	釧路市	4	115	—	12	—	20	
	帯広市	5	45	—	7	—	12	
	北見市	3	63	—	3	—	3	
	網走市	—	61	—	2	—	8	
	十勝支庁	8	379	—	27	—	34	
	釧路支庁	6	257	—	12	—	29	
	根室支庁	3	232	—	20	—	18	
	網走支庁	6	504	—	19	—	62	
	小計	35	1,656	—	102	—	186	
合 計			177	7,187	88	551	34	807

三、道教育委員選舉

道教委支廳市別得票數

地 名	◎坂井一郎	◎本間喜八郎	◎鎌田理吉	伊坂員維	堀口光夫	小森留吉	鈴木 強	眞野万悺	前谷 宏
石 狩	17,327	3,440	4,846	7,835	3,567	2,454	2,559	2,642	4,823
空 知	17,507	10,593	54,881	10,652	17,877	6,570	14,518	5,779	6,780
上 川	41,886	5,480	5,057	5,931	7,541	14,071	7,125	5,676	4,963
後 志	5,046	25,241	2,423	5,933	4,180	10,134	3,190	5,054	2,570
檜 山	2,857	19,351	874	1,325	892	1,042	1,626	4,741	1,638
渡 島	4,753	24,619	1,887	4,924	1,878	2,617	2,145	16,083	2,632
膽 振	4,749	13,627	2,006	3,517	3,626	1,597	3,039	2,147	2,090
日 高	3,464	15,396	1,777	2,488	1,720	2,121	1,907	1,833	1,845
十 勝	27,538	5,282	3,173	3,442	5,197	4,034	5,230	10,757	7,257
釧 路 國	15,786	3,081	1,565	1,866	2,189	1,916	1,563	841	1,342
根 室	6,788	1,412	898	2,092	1,376	2,257	970	680	655
網 走	10,211	6,666	29,438	5,131	8,573	6,830	5,594	5,665	4,473
宗 谷	10,187	1,898	1,454	1,772	1,575	2,021	1,395	1,648	2,664
留 萌	4,284	1,710	10,551	2,848	2,539	2,535	1,448	1,459	1,519
支 廳 計	172,383	137,796	120,830	59,756	62,730	60,199	52,309	65,005	45,251
札 幌 市	3,756	2,400	15,718	24,000	4,813	537	1,770	1,406	1,636
旭 川 市	13,539	1,151	1,603	3,568	2,218	10,770	1,490	842	689
小 樽 市	2,232	29,277	1,089	3,814	4,525	566	741	556	1,447
函 館 市	3,148	17,656	1,607	7,916	1,636	2,083	4,351	4,821	835
室 蘭 市	2,623	14,378	1,236	2,615	2,054	923	1,420	732	536
釧 路 市	13,783	1,343	631	2,883	967	805	2,241	479	455
帶 廣 市	7,123	895	755	1,610	808	815	549	794	633
北 見 市	1,172	824	6,067	1,321	830	1,457	665	689	1,127
夕 張 市	1,185	1,448	11,347	2,104	1,007	488	1,523	300	513
岩見澤市	964	613	4,478	1,780	1,177	1,160	2,141	513	375
網 走 市	1,250	822	3,607	1,016	925	634	522	888	396
留 萌 市	1,703	331	2,905	757	604	784	288	158	165
苫小牧市	1,216	6,367	563	1,329	1,391	224	660	269	333
稚 内 市	2,221	290	320	599	321	380	176	271	176
美 唄 市	751	337	3,496	890	595	206	9,820	228	213
市 計	56,666	78,132	55,422	56,202	23,871	21,832	28,357	12,946	9,529
合 計	229,049	215,928	176,252	115,958	86,601	82,031	80,666	77,951	54,780

註 ◎は當選者

昭和27年地方財政平衡交付金

11月 (都道府縣) 概算交付額きまる 9月及び11月 (市町村)

本年度地方財政平衡交付金の内、道府縣に對しては第四次として11月、市町村に對しては第三次として9月概算交付金が①のようにまた、市町村第四次として11月概算交付金が②のように決定され、後は明年二月を交付時期とする特別交付金のみとなつた。

昭和27年度地方財政平衡交付金 11月 (道府縣) 概算交付額調 9月 (市町村)

(單位千圓) 自治廳 27.9.19

都道府縣	道府縣概算交付額			市町村概算交付額		
	既交付額	要返還額	今回交付額	既交付額	要返還額	今回交付額
北海道	4,810,730	—	752,375	1,406,640	18,155	716,712
青森	1,408,603	—	663,759	401,700	—	313,973
岩手	1,665,150	—	644,466	455,108	175	314,011
秋田	1,558,965	—	677,419	371,552	21,388	261,908
宮城	1,624,893	—	715,841	480,162	188	271,487
山形	1,576,164	—	641,752	361,758	1,397	243,836
福島	2,110,482	—	1,030,323	498,974	6,652	354,266
東京	—	—	—	145,548	22,670	59,900
神奈川	431,216	405,716	—	310,684	107,180	89,527
千葉	1,763,286	—	621,359	418,300	2,410	222,069
茨城	1,923,501	—	809,628	437,534	3,697	299,925
埼玉	1,651,500	—	551,020	353,704	23,403	227,215
群馬	1,420,187	—	602,772	298,488	9,590	166,329
山梨	979,266	—	451,565	228,444	3,717	165,890
長野	2,047,031	—	913,797	489,086	20,598	340,760
新潟	2,095,164	—	781,093	515,184	20,995	324,591
愛知	428,598	—	129,142	461,424	133,309	146,457
三重	969,471	—	458,325	272,142	17,145	175,898
静岡	1,205,967	—	387,921	448,852	22,734	229,177
岐阜	1,113,516	—	657,868	339,080	18,264	221,389
富山	665,885	—	365,355	161,340	63,719	80,675
石川	826,995	—	322,535	218,850	40,281	121,861
福井	786,144	—	419,874	172,566	854	100,122
京都	464,745	—	31,680	362,458	1,348	281,813
大阪	—	—	—	281,156	29,696	130,704
兵庫	630,972	261,620	—	468,118	11,069	225,103
奈良	801,033	—	229,429	150,134	7,125	95,923
和歌山	939,753	—	339,084	255,584	—	200,572
滋賀	547,173	—	573,913	117,686	463	81,823
廣島	1,523,655	—	652,735	538,808	8,612	324,542
岡山	1,402,781	—	631,777	337,144	4,738	217,021
鳥取	997,116	—	107,345	197,645	3,803	112,193

島根	1,157,034	—	449,550	271,152	8,782	183,845
山口	1,163,460	—	435,682	288,138	33,210	137,445
香川	875,220	—	376,355	249,822	—	184,954
徳島	965,058	—	483,782	268,664	1,914	110,890
高知	998,304	—	452,021	264,012	620	205,865
愛媛	1,201,884	—	662,414	378,790	169,018	363,071
福岡	919,636	—	350,102	254,778	58,206	146,845
大分	1,261,458	—	523,072	335,082	9,980	194,857
佐賀	888,178	—	360,187	134,742	13,334	86,396
長崎	1,210,749	—	341,627	434,072	11,381	215,899
宮崎	879,930	—	651,817	292,384	16,093	143,593
熊本	1,578,258	—	603,311	385,478	6,324	279,289
鹿児島	1,864,680	—	736,964	571,344	645	334,347
合 計	56,681,742	667,336	22,130,960	16,350,721	965,719	9,905,771

昭和27年度地方財政平衡交付金11月概算交付額調

(市町村分)

(単位千圓) 27.10.14

都府	道 縣	昭和27年度假 定交付基準額 (A)	(A)×0.9677 (B)	概算交付済額 (C)	(B)－(C) (D)	11月概算交付額 (D)×0.998,71443
北 海	道	2,957,977	2,862,434	2,123,352	739,082	738,132
青 森		1,079,293	1,044,432	715,673	328,759	328,336
岩 手		1,135,173	1,098,507	769,119	329,388	328,965
宮 城		1,072,273	1,037,639	751,649	285,990	285,622
秋 田		916,126	886,535	633,460	253,075	252,750
山 形		888,923	860,211	605,594	254,617	254,290
福 島		1,258,757	1,218,099	853,240	364,859	364,390
茨 城		1,085,530	1,048,532	737,459	311,073	310,673
栃 木		615,488	595,608	447,313	148,295	148,104
群 馬		651,527	630,483	464,817	165,666	165,453
埼 玉		822,570	796,001	580,919	215,082	214,805
千 葉		901,498	872,380	640,369	232,011	231,713
東 京		254,170	245,960	205,248	40,712	40,660
神 奈	川	401,004	388,052	400,211	△ 12,159	—
新 潟	鴻	1,198,503	1,659,791	839,775	320,016	319,605
富 山		271,458	262,690	242,015	20,675	20,648
石 川		442,653	428,355	340,711	87,644	87,531
福 井		389,891	377,297	272,688	104,609	104,475
山 梨		583,342	564,500	394,334	170,166	169,947
長 野		1,205,460	1,166,524	829,846	336,678	336,245
岐 阜		800,413	774,560	560,469	214,091	213,816
靜 岡		927,119	897,173	678,029	219,144	218,862
愛 知		650,975	629,949	607,881	22,068	22,040
三 重		636,051	115,507	448,040	167,467	167,252

滋賀	294,412	284,902	199,509	85,393	85,283
京大	969,326	938,017	644,271	293,746	293,368
兵奈	537,596	520,232	411,860	108,372	108,233
和鳥	951,000	920,283	693,221	227,062	226,770
歌山	351,000	339,663	246,057	93,606	93,486
根山	688,498	666,259	456,256	210,603	209,733
取根	438,393	424,233	309,838	114,395	114,248
山島	660,439	639,107	454,997	184,110	183,873
廣口	803,405	777,455	554,165	223,290	223,003
山島	1,236,143	1,196,216	863,350	332,866	332,438
德川	555,364	537,426	425,583	111,843	111,699
香媛	616,279	596,373	428,954	167,419	167,204
愛知	649,611	628,629	434,776	193,853	193,604
高福	982,300	950,572	742,461	208,111	207,843
福賀	707,674	684,816	469,877	214,939	214,663
佐賀	513,900	497,301	401,623	95,678	95,555
長崎	307,862	297,918	221,138	76,780	76,681
熊本	895,691	866,760	649,971	216,789	216,510
大分	982,948	951,199	664,767	286,432	286,064
宮崎	749,283	725,081	529,939	195,142	194,891
鹿兒島	590,647	571,569	435,977	135,592	135,418
	1,299,153	1,257,190	905,691	351,499	351,047
合 計	36,925,098	35,732,420	26,286,492	9,458,087	9,445,928

地方財政平衡交付金制度の検討

この資料は平衡交付金制度に關し自治廳で從來の運営上よりその長所、短所を検討した結果について發表したものである。

この制度は御承知のとおりシヤウブ勸告に基いて地方財政強化の一環として創設せられたものであり現在地方財政の最も有力なる財源であるがその總額の決定と運用について常に論議紛糾し、ときには政治問題化することさえある。

地方財政平衡交付金制度の長所と短所

一、地方財政平衡交付金制度は、地方財政調整制度として、又地方財源供與の手段として次のような長所をもつてゐる。

(一) 交付金の算定方法は、地方財政均衡化の最も徹底した方式であつてすべての地方團體に少くとも合理的且つ妥當な規模において地方行政を行うための自主的財源を保障する機能を有している。

わが國の地方行政において、高度な官僚統制的中央集權の色彩が強くと、ために地方自治の暢達が阻まれて來た主要な原因は、地方團體に對し自主的な財源を與えることが少く、その財政需要の増嵩に伴い、大多數の地方團體をして財政窮乏に陥し入れ、地方財政の國庫補助金に對する依存度を昂めたことに存する。即ち中央政府はこの國庫補助金を手段として、これを擴張することにより地方行政の官僚統制を容易にして來たのである。従つて、地方團體に地方自治にふさわしい活動を保障するためには、それぞれに適當した自主的財源を確保することが肝要である。

然るに、地方團體の行政事務は逐年増加し、しかも多くは、國家的色彩を帶び畫一的定型的にその遂行を義務づけられる反面、地方税源の偏在は一層顯著な傾向を示しているので、地方税收入のみをもつては、特殊の團體を除き、團體財政の窮乏をもたらずことは必然であつて、この窮乏を除去するためには地方税制に併立して地方税の外に自主的財源を保障する方法として地方財政調整制度は、地方財政制度

上必要不可欠であることはいうまでもない。而して、地方財政調整制度としての交付金制度は、その調整方式が財政需要額と財政収入額とを比較し、後者の前者に不足する額を補填するように交付するのであるから、財政需要額として各地方行政につき、これを合理的且つ妥當な規模において維持するに必要な額を算定すれば、すべての地方團體につき地方税収入と相俟つてそれぞれ必要な自主的財源が保障されるわけである。

しかのみならず交付金の総額は、各地方團體における財政収入額が財政需要額に不足する額の見込額の合算額を基礎として算定される建前となつてゐるのであるから、地方財政は常に必要な財源が保障される景氣の變動その他による財政上の危険負擔を回避することができるのである。

(二) 交付金制度は、最少限度の國民の税負擔をもつて、最も効率的に地方財源を確保する方法である。

地方収入の大宗は、地方税、交付金及び國庫補助負擔金であり、これらの収入は地方財源としてそれぞれ長所も短所もあり、地方自治の立場からいへば地方税の形式が最も適當であり、地方行政の中央統制の徹底という觀點からすれば、國庫補助負擔金制度が最も有効であるいすれがよいかは、それぞれの立場々々があつて一義的に斷定できないが、少くとも、地方團體に對する財源分配の觀點からいへば、地方税も國庫補助負擔金も、すべての地方團體に必要な財源を確保しようとするれば、富裕な團體にこうして余分な財源を與えることとなり、その分だけ、國税、地方税を通じ國民の税負擔を重くしなければならぬ。國民經濟が豊かであり、國民の税負擔が軽いのであれば、著しい不都合はないが、國民經濟は戦争の創痕からの復興に急であり、國民の税負擔は既に重く、減税の必要こそあれ、増税の余地を全く存しないわが國の現状においては、地方團體に對する財源の配分は、限りある財源と地方自治の進展に障礙を與えることが少く、しかも最も無駄

のない方法によつて行わるべきである。國民の税負擔輕減の要請は一般的風潮であつて、地方税の増税の余地は既に限界に達し、又國庫補助負擔金の擴張又は復活は、若し、國民負擔の増加を齎さないという制扼の下で、これを行うとすれば、國又は地方團體の財政に著しい混亂を伴うことを避けることはできないのである。

交付金は、その総額は、各地方團體の財政収入額が財政需要額に不足する額の合算額を基礎として定められ、且つ、その配分は、各地方團體の不足額を基準として配分されるのであるから、各地方團體に必要な財源を確保するための最も効率的な財源供與方法であり、現下の國情に即した制度であるといえる。

(三) 交付金制度は、地方税に次いで地方團體の自主性をそこなわない地方財源供與の方法である。

地方團體の自主性をそこなない最も理想的な形式は、地方税就中獨立税であることはいうまでもないが、地方税源の偏在が顯著である以上、この形式には、自ら一定の限界があり、國庫補助負擔金制度が地方團體の自主性をそこなうものであることはいうまでもない。従つて、すべての地方團體にその自主性をそこなわずに必要な財源を確保しようとするれば、地方税について自主性をもつ財源賦與の形式をとる必要がある。交付金は、その交付に當つて條件を附し、又その用途を制限しないものであり、又その算定は、客觀的な基準を用い、交付金の算定を行う國の機關も、交付を受ける地方團體も、その算定の過程において恣意や作爲を介入する余地を排除するための種々の配慮が加えられており地方團體の自主性をそこなうことなく、又地方税の地方財源供與手段としての限界を最も合理的に回避することができぬ。

(四) 交付金制度は、地方自治との調和を圖りつつ地方行政の水準の維持向上を圖り得るものであつて、地方自治の一般的動向に照し、最も現代の自治制度に即應する地方財政制度である。

社會經濟の基礎構造の變化に伴い政治における中央集權化の傾向は

必然的である。同時に政治の基調を民主主義に置く以上、その當然の要請として地方自治は尊重され、その暢達期せられなくてはならない。這般の調和は、結局地方自治行政に對する中央統制の方法、程度の問題に歸するものと思われる。從來國庫補助負擔金制度を通じて行われた統制は、地方自治に對する官僚統制の強化を圖る以外の何ものでもないのであるから、特に地方團體の未習熟な事務で、國が直接指導を行う必要があるもの以外とはとるべき方法ではない。交付金制度はその交付の基準の設定を通じて各行政に合理的な基準を示し、且つこれを維持するための自主的財源を保障するのであり、殊に國がその政策を決定し、その施行を地方團體に義務づけている行政のうち、特に國民的立場から一定の規模と内容との維持を要請されるものについては、その維持すべき規模と内容とを法律又はこれに基づく政令に規定した場合に限りこれが維持を怠り、ために地方行政の水準を低下させている場合においては、國の關係行政機關に勸告權を認め、この勸告に従わない地方團體に對しては、自治廳長官は、關係行政機關の請求に基づき、地方團體の辯明を聞いた上、災害その他己むを得ない事由がある場合を除き、地方行政の水準を低下させたため不用となるべき額を限度として、交付金の全部又は一部の返還を命じ得ることとしてかかる種類の地方行政に關する地方團體の義務履行を擔保することとしてゐる地方自治行政に對するこの統制方法は、中央集權か地方自治かの對立を止揚し、中央集權化の世界史的傾向に順應しつつ、これを地方自治の尊重と矛盾なく調和せしめるための新しい方向を示すものといえる。

二、しかしながら、過去二カ年における交付金制度運営の實際において、交付金制度に種々の批判が行われている。その主要なものは次のとおりである。

(一) 地方財政上交付金の占める割合が多く、各地方團體の交付金に對する依存度が高いため、地方財政の自主性をそなつてゐる。

(二) 交付金の總額は、ともすれば政治問題化し、その決定は往々にして國庫財政偏重の立場から、地方團體が必要としてゐる額以下に行われ、そのため地方財政を窮迫せしめてゐる。

(三) 地方豫算の編成に當り、當該年度に交付される交付金の額の豫測が困難であり、團體財政の總合的運営を阻害してゐる。

(四) 交付金の交付方法がたびたび變更し、團體財政の安定性を害する。

(五) 基準財政需要額及び基準財政収入額の算定が實情に即して行われな

(六) 交付金制度の下では、必要な國政委任事務が確保されない。

(七) 基準財政需要額の算定を通じて、地方豫算の自主的編成が拘束される。

(八) 交付金制度が現在とつてゐる基準財政収入額における七〇％方式及び交付基準額の總額が交付金の總額を超える場合におけるあん分方式は貧困團體に對し必要な財源を保障せず、それだけ財政の均衡化を不徹底にしている。

(九) 交付金制度のため地方財政が年々膨脹し、國庫財政上の大きな負擔となつてゐる。

(一〇) 交付金の算定方法が複雑に失し、理解しにくい。

A これらの批判のうち左の諸點は、過般の交付金制度の改正により、これを是正し又は、是正し得る可能性をもち得るに至つた。

(1) 單位費用を法定するとともに、測定單位の數値の算定方法、補正係數及び基準財政収入額の算定方法を今明年を期して法定することとしたことにより、これら法定化を完了したあかつきには、政治的な接衝を煩わすことなく、地方財政上必要な額が確保され、又各地方團體に對する交付金の交付額の豫測を容易にし團體財政の安定も、又その總合的運営も期することができる。

(2) 各地方團體の基準財政需要額及び基準財政収入額は、地方的條件の複雑多岐なことから、交付金制度の地方自治との調和乃至は地方財政の

健全性の確保等の要請に基づく技術的制扼により各地方團體の實情に完全に即するように算定することは困難であるが、今後の研究により相當程度改善を行い得るの可能性があり、技術的に不可能な部分は、新たに恒久の制度とされた特別交付金制度の運用により救済することができるとする。

(3) 國政委任事務の確保については、關係行政機關に勸告權を認め、必要な場合は一定の手續と方法により交付金の減額返還の措置を講じ得ることとし、交付金制度の運営を通じて、地方自治と調和した新たな統制方法を確立した。

B 左の諸點は、今後の研究を俟つものであるが。

(1) 基準財政収入額の七〇％方式は、交付金制度と地方自治との調和を図るための已むを得ない措置である。一〇〇％方式によるわけには行かないが、何％がよいかは、今後の研究を俟つて解決される。

(2) 交付金の額の算定におけるあん分方式は、更に合理的な方法が研究されている。

(3) 算定方法の複雑であることは、多少交付金の額が實情にそわなくても、算定方法は簡明なのがよいとするか、複雑であつても、交付額は實情に即した方がよいとするかの二者擇一の問題であつて地方財政の現狀においては後者をとらざるを得ない事情にあつて、技術的になお改善の余地はあるとしても簡素化については一定の限界があるし、二の點はこの制度運営の習熟につれてこの欠陥はさほど大きな意味をもたなくなつて來ている。

C 地方財政上交付金の地位の高いことは、地方税財政制度全般の問題であつて、單に交付金制度だけの問題ではない。交付金の地位を減ずるため、地方税を増加することは地方税源の偏在と國民税負擔の現狀より一定の限界があるし、國庫補助負擔金を擴張して交付金の地位を減ずることとは、如何なる意味においてもとるべき方法ではない。交付金への依存度の高いことの批判はむしろ交付金の總額の決定方法が確立しないため

地方財政が安定しないことに存するのであつてこれが確立される限り、交付金制度の地方税財政制度における近代的無味にあらためて見直されなくてはならない。

D 交付金制度のため地方財政が膨脹し、國庫財政上の負擔となるとする批判は交付金制度がその算定方法において客觀的基準をとりしかもこれが法定され運営される以上、不必要に地方財政を膨脹せしめる要因とはならない。若しその増加により國庫財政が負擔にたえられないということになれば、中央地方を通ずる國民の税負擔の問題乃至は、行政事務の分配又は縮少の問題として取り上げるべきである。



昭和27年度地方債配分きまる

本年度の地方債承認豫定額は

一般事業分	55,500百万圓
公營企業分	17,500百万圓
計	73,000百万圓

である、が配分決定額は

一般事業分	44,212百万圓
公營企業分	18,714百万圓
計	62,926百万圓

となり配分未定額は

一般事業分	11,288百万圓
公營企業分	△ 1,214百万圓
計	10,074百万圓

である。

昭和27年度地方債配分決定額一覽表

(修正分)

(單位100萬圓)

27.10.25 現在

區 分	都 道 府 縣	市 町 村	計	備 考
1. 承認豫定額	40,800	32,200	73,000	
A 一般事業分	32,500	23,000	55,500	
B 公營事業分	8,300	9,200	17,500	
2. 配分決定額	33,875	29,051	62,926	
A 一般事業分	24,949	19,263	44,212	
(イ) 一般補助事業	16,615	8,367	24,982	
六 三 制	—	2,752	2,752	
そ の 他	16,615	5,615	22,230	内公募3,000百萬圓
(ロ) 災害復舊事業費	5,670	4,729	10,399	
補 助 災 害	5,297	3,703	9,000	
單 獨 災 害	373	1,026	1,399	
(ハ) 一般單獨事業	2,657	6,174	8,831	
義務教育施設	300	3,898	4,198	内公募1,000百萬圓
そ の 他	2,357	2,276	4,633	内公募 900百萬圓
B 公營事業分	8,933	9,781	18,714	
イ 電 氣 事 業	5,730	0	5,730	
ロ 上 水 道 事 業	2,005	6,917	8,922	内公募1,986百萬圓
ハ 病 院 事 業	802	1,039	1,841	内公募 200百萬圓
ニ 交 通 事 業	378	1,272	1,650	内公募 814百萬圓
ホ そ の 他	18	553	571	
3. 差引配分未定額	6,925	3,149	10,074	
A 一般事業分	7,558	3,730	11,288	
B 公共事業分	△ 633 △	581 △	1,214	

備 考 差引配分未定額の内一般事業分11,288百萬圓中には前年度繰上承認額5,000百萬圓(都道府縣3,000百萬圓市町村2,000百萬圓)を含んでいるから右を差引くときは純配分未定額は5,074百萬圓になる。

昭和27年度單獨災害復舊起債配分額調

(單位百萬圓) 27.10.25

都府	道縣	既通知額			今回更正額		
		府縣分	市町村分	計	府縣分	市町村分	計
北海	道森手	—	50.5	50.5	10	140.5	150.5
		5	15.5	20.5	5	15.5	20.5
		—	6.5	6.5	—	6.5	6.5
秋宮山	田城形	—	8	8	—	8	8
		5	9.6	9.6	—	9.6	9.6
福東神	島京川	—	7	12	5	7	12
		—	—	—	—	—	—
千茨柄	葉城木	30	1.5	31.5	30	2.4	2.4
		—	10	10	—	1.5	31.5
埴群山	玉馬梨	10	8	18	10	9	19
		—	1	1	—	34	34
長新愛	野潟知	—	8	8	—	38	38
		—	—	—	—	—	—
三靜岐	重岡阜	—	14.4	14.4	20	—	20
		—	1	1	—	62	62
富石福	山川井	—	34.7	34.7	—	34.7	34.7
		—	4	4	—	9	9
京大兵	都阪庫	—	17	17	—	37	37
		—	—	—	—	—	—
奈和滋	良山賀	—	3.5	3.5	—	56	56
		12	6.8	18.8	12	123.5	123.5
廣岡鳥	島山取	—	1	1	5	41	46
		—	—	—	17	13	30
島山香	根口川	—	—	—	—	—	—
		10	18	10	10	18	10
德高愛	島知媛	—	13	13	—	17	17
		—	—	—	—	—	—
福大佐	岡分賀	—	—	—	—	10	10
		62	99.7	161.7	34	62	96
長宮熊鹿	崎崎本島	—	12	12	—	—	—
		40	22	62	40	112	152
計	計	—	1.3	1.3	—	11.3	11.3
		—	3	3	—	3	3
計	計	—	20	20	—	50	50
		50	41.7	91.7	50	41.7	91.7
計	計	—	—	—	—	20	20
		—	—	—	—	—	—
計	計	—	3	3	—	13	13
		8	2	10	25	2	27
計	計	100	—	100	100	—	100
		332	443.7	775.7	373	1,026	1,399

自治體警察その後の動きについて

その後における（「時報」第4巻第7號掲載後）本道自治體警察存廢に關する動きはつぎのとおりであるが
住民投票の結果廢止決定の自治體警察は昨年4月から移管になるものである。

自治體警察廢止狀況調

27. 10. 31 現在

隊 別	市警察署	町 警 察 署 廢 止 狀 況								廢止率	備 考
		廢止以前	第一 次	第二 次	第三 次	第四 次	計	殘			
		26. 10. 1	27. 4. 1	27. 6. 1	28. 4. 1						
札 幌	幌 川	9	24	1	—	4	6	11	13(2)	45%	急數欄の括弧内數字は住民投票の結果存置決定した置の數を示す
旭 川	路 見	3	11	6	—	—	2	8	3	73%	
釧 路	館	2	10	2	—	2	2	6	4	60%	
北 見	館	2	7	—	2	1	—	3	4	43%	
函 館	館	2	11	2	1	2	3	8	3(1)	73%	
計	✓	18	63	11	3	9	13	36	27(3)	57%	

自治體警察の維持又は廢止に關する住民投票の結果調

(自27年6月
至27年10月間)

○住民投票を行つた町 15町
○廢止に決定した町 13町
○維持に決定した町 2町

隊別	町署名	人口及び面積		定員		議決 年月日	住民投票 年月日	住民投票状況					國警編入年 月日及び廢 止後の狀況
		人	口 面 積	警察 吏員	一般 職員			有權者	廢止 賛成	廢止 反對	無効	投票率	
札 幌	靜 内	25,496	804,550	16	4	27.8.18	27.9.15	7,286	2,823	959	158	54	28.4.1地區署設置豫定
	琴 似	20,271	72,652	18	2	27.9.11	27.10.1	10,380	4,150	2,571	723	71	地區署に併合豫定
	當 別	17,846	421,847	19	2	27.10.3	27.10.22	8,691	1,539	672	79	26	〃
	砂 川	25,804	73,477	22	3	27.10.14	27.10.27	13,025	3,451	2,669	141	47	地區署設置豫定
	石 狩	9,417	125,347	9	2	27.10.18	27.10.28	4,669	771	219	29	22	〃
幌 虻	千 歳	20,212	589,408	25	4	27.10.18	27.10.30	8,806	2,922	1,075	79	46	〃
	虻 田	11,067	69,406	9	1	27.10.10	27.10.24	4,402	715	798	29	35	維持
	赤 平	51,078	127,892	50	5	27.9.6	27.10.10	24,562	6,567	11,009	412	73	〃
小計	8	181,191	2,284,579	168	23	—	—	—	—	—	—	—	
旭 川	沼 田	18,885	287,807	19	2	27.5.15	27.6.10	8,487	1,903	1,626	57	42	28.4.1地區署設置豫定
	美 深	13,441	671,553	14	2	27.10.18	27.10.29	6,176	2,655	726	107	56	〃
小計	2	32,326	959,360	33	4	—	—	—	—	—	—	—	
釧 路	本 別	15,502	440,371	16	2	27.6.27	27.7.18	6,975	2,481	1,642	42	59	28.4.1地區署に併合
	芽 室	15,900	488,867	17	3	27.10.9	27.10.25	7,604	2,653	478	85	42	〃
小計	2	31,402	929,238	33	5	—	—	—	—	—	—	—	

函	壽	都	5 778	14,035	7	2	27.7.6	27.7.28	2,797	830	593	21	51	28.4.1	地區 併合 設置 に併 合 定 義
木	古	内	12,338	222,621	11	2	27.9.22	27.10.20	6,215	1,387	521	47	37	地區 併合 定 義	地區 併合 定 義
館	上	磯	18,998	130,298	21	3	27.10.14	27.10.28	9,701	1,835	614	89	26	地區 併合 定 義	地區 併合 定 義
小計		3	37,114	366,954	39	7	—	—	—	—	—	—	—		
合計		15	219,888	4,342,833	214	39	—	—	—	—	—	—	—		

註 本調査は時報第4巻7號掲載後の状況である。

第十三國會において成立した法律のそ の後の公布調

第十三國會において成立した法律の經過については「時報第四卷八號」に一應掲載したが、その後の公布状況はつぎのとおりで、これにて第十三國會通過成立の法律は全部公布を了したわけである。

第十三國會において成立した法律のその後の公布調

○内閣提出の部

提出番號	件名	成立月日	公 布 號
三五	國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律	七、三〇	八、一六 三〇九
一一五	地方公營企業法	七、二五	八、一 二九二
一四五	連合國及び連合國民の著作権に關する法律	七、三一	八、八 三〇二
一五九	臨時石炭鑛害復舊法	七、三一	八、一 二九五
一六三	國立病院特別會計所屬の資産の譲渡等に關する特別措置法	七、三〇	八、二五 三一
一六七	事業團體法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一 二九一
一七五	地方自治法の一部を改正する法律	七、三一	八、一五 三〇六
一八五	私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律	七、三一	七、三一 二五七
一八六	消防組織法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一 二五八

一八七	文部省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七一
一八八	文化財保護法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七二
一八九	法制局設置法	七、三一	七、三一	二五二
一九一	行政管理廳設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二六〇
一九二	厚生省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七三
一九三	自治廳設置法	七、三一	七、三一	二六一
一九四	地方制度調査會設置法	七、三一	八、一八	三一〇
一九五	總理府設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二五五
一九六	調達廳設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二五九
一九七	昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う國家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律	七、三一	七、三一	二八五
二〇〇	國家行政組織法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二五三
二〇一	行政機關職員定員法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二五四
二〇二	保安廳法	七、三一	七、三一	二六五
二〇六	通商産業省設置法	七、三一	七、三一	二七五
二〇七	工業技術廳設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七七

二〇八	通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律	七、三一	七、三一	二七六
二一〇	郵政省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七九
二一一	郵政省設置法の一部改正に伴う關係法令の整理に關する法律	七、三一	七、三一	二八〇
二一二	日本電信電話公社法	七、三一	七、三一	二五〇
二一三	日本電信電話公社法施行法	七、三一	七、三一	二五一
二一四	國際電信電話株式會社法	七、三一	八、七	三〇一
二一五	労働省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二八一
二一六	建設省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二八二
二一七	經濟審議廳設置法	七、三一	七、三一	二六三
二一八	資源調査會設置法	七、三一	七、三一	二六四
二一九	警察法の一部を改正する法律	七、三一	八、七	三〇〇
二二〇	労働關係調整法等の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二八八
二二一	労働基準法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二八七
二二二	地方公營企業労働關係法	七、三一	七、三一	二八九
二二七	自治廳設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律	七、三一	七、三一	二六二
二二八	保安廳職員給与法律	七、三一	七、三一	二六六

二二九	大蔵省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二六九
二三〇	大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に關する法律	七、三一	七、三一	二七〇
二三一	接收資金屬等の數量等の報告に關する法律	七、二九	八、五	二九八
二二三	運輸省設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七八
二三四	經濟安定本部設置法の廢止及びこれに伴う關係法令の整理等に關する法律	七、三一	七、三一	二八四
二三三	法務省設置法と改題	七、三一	七、三一	二六八
二三七	海上公安局	七、三一	七、三一	二六七
二三八	農林省設置法等の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二七四
二三九	輸出取引所法	七、三一	八、五	二九九

○衆議院提出の部

提出番號	件名	成立月日	公 布	法律番號
一六	電源開發促進法	七、三一	七、三一	二八三
三六	産業教育振興法の一部を改正する法律	七、三一	八、八	三〇四
四〇	義務教育費國庫負擔法	七、三一	八、八	三〇三
五六	引揚同胞對策審議會設置法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二五六
五七	伊東國際觀光溫泉文化都市建設法の一部を改正する法律	六、二〇	九、二二	三一二

六一	特定中小企業の安定に關する臨時措置法	七、三一	八、一	二九四
六五	消防法の一部を改正する法律	七、二二	八、一	二九三
六七	公職選舉法の一部を改正する法律	七、三〇	八、一、六	三〇七
六八	日本赤十字社法	七、三一	八、一、四	三〇五
七九	公職選舉法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律	七、三〇	八、一、六	三〇八
八〇	日本電信電話公社法の一部を改正する法律	七、三一	七、三一	二九〇

○參議員提出の部

提出番號	件名	成立月日	公 布	法律番號
一三	公營住宅法の一部を改正する法律	七、二九	八、五	二九七
一四	未復員者給與法の一部を改正する法律	七、二九	八、五	二九六

第十國會提出繼續法律

○衆議院議員提出の部

提出番號	件名	成立月日	公 布	法律番號
四七	法廷等の秩序維持に關する法律	七、七	七、三一	二八六

新立法についての動き

○災害復舊基金設立要綱(案)

戦後急激に増大した災害が、年々増嵩する状態にもかかわらず、災害復

舊事業が國及び弾力性に乏しい地方團體の財政事情に制扼され、思うように行われず、累年災害は災害を生むという悪循環を來している。この現状に鑑み自治廳では災害に克服の一策として、災害復舊基金設立の構想を練つていたが、この程次のような要綱をまとめ、今後大藏省と折衝を行い、できるだけ早い機會に國會に提案したい意向の由である。

これに對し全國知事會は、自治廳案によつては、抜本的な復舊對策は不十分であるとし、「災害金融公庫案」を作成し、その實現を要望すると報じている。(基本金自治廳案六百億圓、知事會案千二百億圓)

災害復舊基金設立要綱(案)

(自治廳財政部
二七、八、二五)

一、目的

地方公共團體の行う災害復舊事業に對する國庫補助金及び起債を引當てとして政府資金の低利融資を行い、これによつて資金手當の遲延を解消し、災害復舊事業の戰前程度の復舊率を確保し、以て再び災害を防止し、災害復舊事業の合理化によつて國及び地方公共團體の財政負擔を輕減することを目的とする。

二、法人格

基金は、公法人とすること

三、基本金

基金の基本金は、六〇〇億圓とすること。

四、基本金のきよ出方法

(イ) 國及び地方公共團體は、前項の基本金を六カ年間に次表に示す處に従いきよ出するものとする(このうち國は九割、地方公共團體は一割とすること)

區分	年度						計
	一	二	三	四	五	六	
國	11,400	10,200	10,200	8,100	7,100	5,400	55,600
	1,300	1,100	1,100	500	800	500	6,000
地方公共團體	3,000	2,000	2,000	900	2,000	2,000	14,000
	11,000	11,000	11,000	9,500	9,900	7,900	60,000

(ロ) 國のきよ出金の財源は、競馬、競輪等の収入の三分の二及び一般財源とすること。

(ハ) 地方公共團體のきよ出金は、競馬、競輪等の収益の一部を充てるほか地方公共團體の財政狀況並びに過去三カ年の公共施設災害の平均被害査定額等に應じてきよ出せしめるものとする。

五、事業

一、の目的を達成するため地方公共團體に對して、その施行する災害復舊事業に要する資金を融資すること及びこれに附帶する事業を行うものとする。

六、國土復興債券

基金は、基本金の拂込金額を限度として、自治廳長官の認可を得て國土復興債券を發行できるものとする。

七、基金の運營

(イ) 融資の對象事業は、地方公共團體の行う國庫補助災害復舊事業とし次の要領で融資を行うものとする。

一、災害により被害をうけた地方公共團體は、基金に對してその年度の復舊工事に要する資金の融資を請求するものとする。

二、基金は、當該災害復舊事業費の各省査定を終了後直ちに當該年度の融資金額を決定するものとする。この場合補助對象事業については少なくとも三・五・二の率による三カ年復舊をするに足る資金を確保せしめる如く措置するものとする。但し、設立後當分の間はこれの限りでない。

Ⅰ (一) の請求があつたときは、基金は融資すべき金額の全部又は一部を取敢えず一時融資することができるとする。

Ⅱ 資金の融資を受けた地方公共團體は、三カ年以内に基金にその全額を償還しなければならないものとし、償還を怠つた地方公共團體に對しては、基金は當該地方公共團體に交付される災害復舊事業國庫補助金又は地方財政平衡交付金の交付を留保することを主務大臣に請求できるものとする。

Ⅲ 基金は、毎會計年度開始前に豫算案を自治廳長官に提出し認可を受けるなければならないものとする。

八、利子補給

地方公共團體が基金から融資を受けた資金のうち國庫補助金に見合う部分に對する當該地方公共團體の基金に支拂うべき利子は、國が負擔するものとする。

九、災害復舊基金運營審議會

Ⅰ 基金の運營に關する重要事項を審議決定し、資金貸出し及び調達の圓滑な施行を促進するため災害復舊基金運營審議會（以下審議會という）を設置するものとする。

Ⅱ 審議會は次の事項を審議決定するものとする。

Ⅰ 年間の事業計畫に關する事項

Ⅱ 貸付條件の決定に關する事項

Ⅲ 地方公共團體のきよ出金の決定に關する事項

Ⅳ 國土復興債券の發行に關する事項

Ⅴ その他基金の運營に關する重要な事項

Ⅵ 審議會は、自治廳長官を委員長とし、次に掲げる者を以て委員とすること。

大藏 次官

建設 次官

農林 次官

厚生 次官

文部 次官

運輸 次官

都道府縣の代表者

市の代表者

町村の代表者

委員の任期は二年とすること。

十組 織

Ⅰ 基金に、その業務を掌るため理事長、理事四人（内一人を専務理事とする）監事二人を置き、内閣總理大臣が任免するものとする。

Ⅱ 理事長、理事及び監事の任期は四年とすること。但し、再任を妨げないものとする。

Ⅲ 基金の主たる事務所は東京都に、從たる事務所は都道府縣ごとに置くものとする。

Ⅳ 從たる事務所の役員として幹事長及び幹事二名を置き都道府縣の職員を以て充てることができるとすること。

Ⅴ 役員及び職員には國家公務員法を準用するものとする。

十一、その他

Ⅰ 基金は、昭和二十八年四月一日に設立するものとする。

Ⅱ 資金の貸出は、昭和二十八年年度發生災害以後のものに限るものとする。

Ⅲ 基金に對しては、左に掲げる國稅及び地方稅を非課稅とすること。

所得稅、法人稅、印紙稅、登録稅、事業稅、附加價値稅、自動車稅、市町村民稅、固定資產稅及び自轉車稅

○非常災害對策法案

非常災害に對しては、これまで災害救助法により應急救助が行われてきたが、これでは非常事態に對して不十分であるとし、全國知事會で災害對

策調査委員會を設け、立案中であつた法案要綱の主なものとして發表された内容つぎのとおり。

非常災害對策法案要綱

一、目的

非常災害に對處するため災害の豫防並びに災害の發生時の緊急、應急恒久、復興にわたる災害對策全般の基本的事項を確立し、もつて災害對策の總合的萬全を期する。

二、非常災害の定義

地震、台風、水火災などにより國民の生命、身體、財産及びその經濟基盤並びに公共その他の施設に重大な變化又は破壊を惹起し、非常事態を發生した場合をいう。

三、非常災害對策機關の設置

① 非常災害に關する基本的對策を樹て、各省に分屬する災害關係行政の總合調整並びに推進をはかるため總理府に中央災害對策委員會を設置し、委員會に事務局を置く。

② 全國を數地區に區分し、その地區内の府縣をもつて地方災害對策協議會を設置する。

③ 都道府縣、市町村それぞれ災害對策協議會を設置する。

四、指揮監督權

① 知事は非常災害對策に關し管下市町村長を指揮監督することができ
る。

② 知事は非常災害對策に關し關係各機關團體に指示することができる

五、治安關係機關との連絡並びに指揮監督

① 知事は警察保安隊及び警備隊に對し救護または治安維持上必要あるときはその出動を求めるものとする。保安隊及び警備隊の各駐屯部隊長は知事の出動要請があつた場合は直に措置をとらねばならぬ。

② 知事は國警、自警、消防、水防その他治安關係機關を指揮監督する

ことができる。

六、災害復舊工事完成年次及び經費の負擔

非常災害による公共施設の復舊は當該年度または三カ年以内に完成するものとし、國、府縣、市町村は別に定める負擔に應じその經費を負擔しなければならぬ。

〇「産業開發青年隊」創設についての構想

「産業開發青年隊」を創設して、國土の開發を促進しようとする「産業開發青年隊の組織その他に關する法律」(假稱)についての構想が建設省から發表された。

このような失業問題の解決を兼ねた勞働力再編成の實例としては、從來米國における民間資源開發保全隊が擧げられている。この保全隊は米國民主黨政府のニュー・ディール政策の一環として、一九三三年から十年間組織されたものであり、政策の推進に大きな役割を果たしたといわれているまたナチス・ドイツのヒットラー青年隊もこれに類する組織として指摘されている。

しかし建設省では今回の構想は、これら兩制度のうち専ら米國の、民間資源開發保全隊の方にのみ範を求めたものであり、要綱作製に當つても、ヒットラー青年隊や、またかつての國家總動員法のような全體主義的な規正は嚴に戒める方針をとつたと主張しているが、一面再軍備徵兵制度の下地を作るものだと反對もあると傳えられている。

産業開發青年隊の組織その他に關する法律案(假稱) の要點

一、産業開發青年隊

十七歳から二十五歳までの心身健全な未婚の青年男女を對象に、それらの者の自發的な意思に基き組織し産業開發、國土總合開發の事業に参加從事させるとともに、その間一般及び技術教育を施して社會人として

の素質、技能の向上を期する。

二、労働条件

すべて労働基準法の定めるところによる。

三、團體生活

青年隊はキャンプにより團體生活を行い、その生活規律は自治的運営に委ねる。

四、在隊期間

原則として六ヶ月以上とする。

五、事業者の義務

十分に能率を發揮させるとともに、一般及び技術教育が容易に行われよう便宜をはからねばならない。

六、國及び都道府縣の支援

産業開發青年運動協議會（新設）の勧告に基き次のような措置を講じて青年隊の活動を支援する。

① 参加従事すべき事業を提供し、またはあつせんする。

② 一般及び技術教育に關する計畫を定めこれを實施する。

③ 隊幹部の訓練を行う。

④ キャンプ裝備を準備し、事業者に貸與する。

隊終了者の就職あつせんに努める。

○兵器増産事業法案（假稱）

傳えられる通産省構想の「兵器製造事業法案（假稱）」の骨子は次のようなものである。

一、兵器製造法案の目的は公共の安全確保と兵器産業の合理的調整とする
一、兵器事業、兵器製造設備の新増設兵器の受注契約に當つては、通産大臣の許可又は認可を必要とする。

一、事業の許可及び設備新増設を許可するに當つては、

① 當該事業の經理的基礎が確立していること。

② 設備が一定の技術上の基準を備えていること。

③ 當該企業の生産能力が、需要に比べ過剰でないこと。

④ 公共の安全確保に萬全であることを基準とする。

一、受注契約の認可に當つての條件は、

① 公共の安全確保に反しないこと

② 當該企業の適正な運営を阻害しないこととする。

という①事業の許可制②設備新増設の許可制③受注契約の認可制の三點がその骨子をなすものといえる。

○社會保險三法（厚生年金、健康保險、船員保險）

改正案の要綱

厚生省では、厚生年金保險、健康保險、船員、保險の三保險法を根本的に改正すべく準備をすすめていたが、一應要綱案がまとまつたので、社會保險審議會を開いて改正點を説明、検討を求めた。これは確定した厚生省案ではないが、厚生省の根本方針を示すものとして注目される。

厚生年金

一、適用範圍の擴張

使用關係、賃金實態等が比較的はつきりしており、いちおう近代的な組織労働者であつて現在適用されていない土木、建築、教育、研究、調査、醫療調劑、看護、助産、通信、報道、社會、福祉の事業にまで適用を擴張する。たとえば建築については、主として建設業法に規定する登録を受けた建設業者の営む事業をさすのであるが、元請、下請等複雑な階層性をもつこの種の業態については、なお問題の存する余地があるように思われる。また教育に關しては、主に私立學校や各種養成所、講習所、私塾等がこれに屬し、社會福祉事業關係では、社會福祉事業法に規定する社會福祉事業およびこれに準ずる事業であつて、養老、救護更正施設をはじめとする各種の事業がこれである。その他諸種の研究所、調査所、病院、診療所、助産所、新聞社、放送局等相當廣範な分野にわた

つて範圍の擴大をみるわけで、これによつて新しく適用される被保険者数は五十萬を超えるといわれ、勤勞者にもらされる福音は、けだし大なるものがあるといえよう。

二、標準報酬の改正

(1) 現在の給與實態、保険料収入の増大保険給付額の適正とあわせて健康保険船員保険等と歩調をあわせる必要から最低三、〇〇〇圓から最高三六、〇〇〇圓（現在は厚生年金は二、〇〇〇圓―八、〇〇〇圓、健康保険は二、〇〇〇圓―二四、〇〇〇圓、船員保険は四、〇〇〇圓―三六、〇〇〇圓）に引き上げる。

(2) 標準報酬は一定の時期（八月を豫想）に、その前三月の平均賃金によつて定め、甚だしく變動がない限りこれを十月から翌年の九月まで不變とする。

(3) 標準報酬の訂正は二年以内のものに限り訂正する。

三、被保険者資格の得喪とその記録の明確化

(1) 資格の得喪およびその種別（坑内夫坑外夫の別）について、現行法では使用關係の有無によることになつており現實の事務處理上あいまいであるので行政廳の確認によりこれを明確にし、一方被保険者は自己の資格について知つておくように措置を行い、またその訂正等も二年以内のものに限ることとする。

(2) 資格關係、標準報酬等は後日の給付に備えて明確に記録しなければならぬので、これを一定の法定のものとしてはつきり記録をする。

四、保険給付の改正

(1) 通則的改正

従前の規定によつてすでに年金を受けているもの（その遺族に支給する年金を呈む）は、いちおう従前の規定どおりとするが、あまりその額が低いものは一定額まで引き上げる。

(2) 老令年金

(イ) 開始年令は、平均壽命の延長と保険經濟のバランス維持のため、

老令年金の支給開始年令を五年引き上げ一般は六十歳、坑内夫は五十五歳とする。ただしこの引上げは十年間に漸次引上げる。

(ロ) 高年令（四〇歳以上）で強制適用を受けた者は、脱退手當金の制度もなく、老令年金を受ける機会も乏しいので、とくに資格期間を短縮（五年短縮）する。

(ハ) 年金額は、現行の所得比例式一本を改め、社會保障制度審議會の定額一本の勧告と現行法との折衷の固定額（年額一二、〇〇〇圓）に一年につき平均標準報酬年額の百分の一を加える。

(2) 扶養加算については他の年令と同様に支給することとし、金額は一人當り月額四〇〇圓とする。

(ニ) 坑内夫の資格期間に對する特例は(1)繼續特典（十五年間に十二年間坑内夫であれば老令年金を支給する）と、(2)加算特典（九カ月につき三カ月加算して一年とみる。）の二つのうち、(2)の一つだけに限ること。ただし改正前に坑内夫であつたものが改正後の時間と合して(1)になるときは、その特典は認める。

(3) 障害年金

(イ) 廢疾の認定時期は、醫學的見地より初診後三年間とすること。ただし健康保険の診療期間を一年延長して三年までとすることを條件とする。

(ロ) 資格期間は、業務外のものとは従前どおり六カ月とし、業務上のもは逆選擇が考えられないので、資格期間が必要としない。

(ハ) 年金の等級は、廢疾の實態に即應させるため現行の三階級（年金一級、二級と手當金）を五階級（年金一、二、三、四級と手當金）とする。

(ニ) 支給額は、老令年金と同様な計算（二十年未満の場合は二十年とみる）をして、これを二級の額とし、一級はこれに年額で一、二〇〇圓加算し、三級は二級の七〇％、四級は五〇％、手當金は二級の一分ととする。

(ホ) 扶養加算は、老令年金と同様に一人月四〇〇圓とする。

(ハ) 廢疾者がさらに他の部分について廢疾となつた場合は、全部を總合して改訂し、一つの廢疾が増悪または輕減した場合は、年金額はそれに順應して増額または減額する。

(4) 遺族年金

(イ) 遺族給付の統合

現在は、本來の遺族年金が発生しなかつたので、それまでの臨時措置として、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金の三種の年金を設け計四種となつてゐるが、これを遺族年金の名稱に一元化する。

(ロ) 資格期間は、障害年金と同様に業務上のものはこれを設けないこととし業務外のものは六カ月以上二十年未満の場合（遺族の範圍がせまい）と二十年以上の場合とする。

(ハ) 遺族の範圍は

二十年未満—妻と子

二十年以上—妻、子、父母、孫、祖父母

(ニ) 年金額は、老令年金の二分の一

（扶養加算は一人月額四〇〇圓）とする。

(5) 脱退手當金

金厚生年金制度の本來の目的にかんがみ、これを廢止する。この場合女子に對する措置としては、任意脱退をみとめることとする。

なお從來の既得權（脱退手當金の支給條件が完備してゐるもの）はもちろん、期待權（改正前に被保險者であつた者であるが脱退手當金制度が廢止にならないとすれば、これを受けるかも知れないという期待權）も尊重する措置を講ずる。

(6) 遺族一時金

この制度の目的から、給付の對象となる必要性の少ない給付であるこの一時金は廢止し、その財源は、必要性の多い給付にまわす。

五 保險と國庫負擔金

保險料は、以上の給付の財源に見合うものとするが、勞働界、產業界等及ぼす影響の甚大なるにかんがみ、段階的に引き上げることとする。

國庫負擔（現在は、一般は一割、坑内夫に對する給付費は二割）については、社會保障制度審議會の勸告は、なべて二割となつてゐるのであるが、國の財政の推移を慎重に検討したうえで、いくらかということが決められる。

六 船員保險制度との調整

陸上と海上勤務の交流を考慮して、その期間を通算して老令年金を支給する。

七、施行期間

法案は次期臨時國會に提出し、通過後一定の準備期間が必要なので、一部施行は八月一日とし、全面施行は十一月一日の豫定である。

健康保險

① 適用範圍を厚生年金なみに擴張するほか。

② 標準報酬を最低三千圓、最高三萬六千圓に引上げる（現行最低二千圓、最高二萬四千圓）その外標準報酬の變更、訂正等は厚生年金に同じ

③ 療養給付の期間は二年を限度とするがこれを三年に延長する。

④ またこの給付の二割を國庫負擔とする。

船員保險

一、保險給付の適正化

保險給付の適正化をさらにくわしくいえば、保險給付内容の改善と支給條件の適正化である。

(1) 療養の給付および傷病手當金の支給期間が、現行では原則として二年であるのを、醫療費の一部の國庫負擔を前提として、療養の給付と職務上の傷病手當金の支給期間を三年に延長する。

(2) 新たに分娩を保險事故とし、被保險者および被保險者の配偶者に對して、健康保險の分娩の給付（分娩費、出産手當金、哺育手當金）と

同様の給付をする。

(3) 養老年金について、これを老令年金と名稱變更するとともに。

(イ) 支給条件を、現行では十五年以上（小型漁船乗組員は十年以上）被保険者であることを改めて、この二つの場合のほか、四十歳以後において十一年三カ月以上被保険者であるときは、十五年以上被保険者でなくとも通常の老令年金を支給する。

(ロ) 支給開始年令を現行では五十歳であるのを五十五歳に引きあげるただし資格喪失後の傷病で重症の不具廢疾になつたときは、五十五歳未満であつても、そのときから支給する。

(ハ) 額の計算について、現行では、昭和二十一年四月以降の平均標準報酬月額額の四カ月分（小型漁船乗組年限十年以上十五年未満により支給するものについては、二カ月分、なお二萬四千圓を越えるときは二萬四千圓止り）という單なる報酬比例方式によつてゐるのを改め、定額部分（普通年金は年に一萬二千圓、小型漁船乗組員に對する年金は年に六千圓）と報酬比例部分で構成し、（報酬比例部分は昭和二十三年八月以降の平均標準報酬月額を基礎として、普通年金は被保険者期間九月ごとに平均標準報酬月額額の百分の十二、小型漁船乗組員に對する年金は平均標準報酬月額額の百分の百二十（被保険者期間十五年の者に對する普通年金の報酬比例部分の半分となる）とする一定年令の配偶者および子があるときは、一人につき年四千八百圓の扶養加給をする。

(4) 障害年金および障害手當金について現行では、重症の廢疾については、業務上のときは傷病發生時の標準報酬月額額の五カ月分から八カ月分、業務外のときは同じく四カ月分の年金を、輕症のときは、業務上のときは同じく二カ月分から二十五カ月分、業務外のときは同じく十カ月分の手當金を支給してゐるのを改めて、業務上と否とを問わず、重症者に對しては四等級の年金を輕症者に對しては手當金を支給することを建前とする。しかして、第二級の年金の額は、老令年金の額

（被保険者期間が十五年未満のときは、十五年と假定して計算）と同程度である。障害年金受給者のうち重症者については、一定年令の配偶者または子があるときは、一人につき年四千八百圓の扶養加給をする。さらに、業務上の廢疾に對しては、船員法の災害補償に相當する額を障害一時金として支給するが、この場合、廢疾の状態が手當金を受ける程度であるときは、障害手當金は併給しない。

(5) 遺族年金については、現行では、業務上のときは最終標準報酬月額額の五カ月分、業務外は養老年金額の半額となつてゐるが、これを改めて、一律に老令年金の額（被保険者期間が十五年未満のときは、十五年と假定して計算）の半額とする。さらに業務上の死亡については、船員法の災害補償に相當する額を一時金として支給するが、この場合は遺族年金は最初の六年は支拂われない。寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金制度は、この遺族年金に吸收せしめる。遺族年金受給者たる配偶者に一定年齢の子があるときは、一人について年額四千八百圓の扶養加給をし、遺族年金受給者が子であるときは、その子を除く他の子一人について年額四千八百圓を増額した年金を支給する。

(6) 脱退手當金制度を廢止する。ただし改正法施行の日までもし脱退してゐたとすれば脱退手當金を受けることができる者には、改正法施行後に脱退したときも、一定限度の給付を行う。

二、財源負擔の適正化

保険料率を平常の料率まで引きあげることと保険給付費に對する國庫負擔の増加である。前者については、現在は經濟事情その他によつて、低率の暫定的保険料率によつて保険料を徴收してゐるのを改正後二、三年ごとに段階的に引き上げて、一定年數後には、長期計算に見合つたものにする。國庫負擔については、醫療費中一定割合を國庫で負擔することを検討してゐる。

三、厚生年金保險制度との調整

船員保險、厚生年金保險において、それぞれ被保険者に對する保險給

付をなす場合には、他の一方の被保険者であつた期間を通算する。

なお自由労働者に對する健康保險の新設についても厚生省としては案が決定している由である。

次にこの改正案については、次のような反對意見がある。

○厚生年金法改正反對

日經連が意見書提出

日本經營者團體連盟では現在政府が考へている厚生年金保險法的大幅改正には反對であるとの意見を決め、十六日厚生、大藏その他關係各省に意見書を提出した、同意見書の大要次の通り。

一、將來社會保障制度の確立をまつて各種社會保險相互の關連性を考へて全國的改正を行うべきで現在個々の社會保險を別個に改正すべきでない
一、勞使の保險料負擔分の引上は方法の如何を問はず絕對反對であるそれはすでに各企業の負擔で退職金や年金制度が採られてゐる實情にあるからである

一、厚生年金保險法の改正を行うとすれば、現行制度の合理化、積立運用の適正化を行い、これから生じた余裕金の限度内で給付の調整改善を図るべきである。

一、現在積立金は資金運用部資金に繰入れ、他の資金とともに一括運用しているが、本制度による積立金は獨立勘定を設けこれを勞使被保險者に還元融資すべきである。

○住宅金融公庫法改正案要綱について

建設省では、住宅金融公庫資金で店舗併用住宅も建てられる方法について研究中であつたが、この程これらを含めたつぎのような要綱をまとめて國會に提出する旨をつたへてゐる。この要綱では店舗併用住宅問題以外に貸付金の利率の變更及び從來法文に示されていなかった災害地への住宅建設資金貸出しを法的に規定している點が注目される。

住宅金融公庫法改正案要綱概要

一、店舗併用住宅

一部が店舗、事務所などに使用される住宅で人の住居範圍が三分の二以上の場合には純住宅と同様に融資する。

二、貸付の對象

從來貸付對象は、①自分の家を建てる者、②住宅組合法による住宅組合、③住宅を建設し希望者に賃貸する事業を行う會社その他の法人、の三種であつたが、この外に「住宅を建設、希望者に譲渡する事業を行う地方公共團體と營利を目的としない法人で建設大臣の指定する者」を追加する。

三、貸付金の利率

「現行法では年五分五厘となつてゐるが、これを「百圓につき日歩一錢五厘」とする。

四、災害住宅

「災害で失つた住宅に住んでゐた者に對する建設資金は別に貸付けることができる」と規定し、この災害の程度については

① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅がなくなつた場合でその滅失戸數が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の區域内の住宅の一割以上であるとき。

② 火災で住宅がなくなつたときは、その滅失戸數が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の區域内の住宅の一割以上であるとき。

に分けてゐる。なおこの「貸出資金は貸出したときから二ヶ年までは償還期間を延期、この間は、利子のみ支拂えばよい」ような途を講じてゐる

○「獨禁法」の根本的な改正要望

占領下に制定された「獨禁法」の改正については特に第四條（特定の共同行為の禁止）第五條（私的統制團體の禁止）第六條（特定の國際協定または貿易協定の禁止）第八條（不當な事業能力の較差の排除）第十條（事業會社の株式又は社債保有の制限）等は財界共通の改正要望と傳へられてゐる

地方公共團體數調

昭和27年7月1日現在における全國地方公共團體數に關する調が、この程自治廳から發表された。

これによると4月1日現在にくらべて普通公共團體は18團體を減少、特別地方公共團體は一部事務組合が66團體増えている。

都 道 府縣名	普通地方公共團體					特 別 地 方 公 共 團 體											合 計	
	都 道 府 縣	市 町 村				特 別 市	特 別 區	地 方 公 共 團 體 の 組 合										
		市	町	村	計			一 部 事 務 組 合										
								都 道 府 縣 の 組 合	市 組 の 組 合	市 と 町 の 組 合	町 の 組 合	計	町 事 務 組 合 全 部	町 事 務 組 合 場				
北海道	1	15	96	116	227	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	286		
青 森	1	3	32	28	163	—	—	—	—	—	—	11	11	—	—	175		
岩 手	1	5	33	183	221	—	—	—	—	—	2	20	22	2	—	246		
宮 城	1	4	51	134	189	—	—	—	—	—	3	37	40	2	—	230		
秋 田	1	4	50	170	224	—	—	—	—	—	2	26	28	—	1	254		
山 形	1	5	30	188	223	—	—	—	—	—	9	69	78	—	—	302		
福 島	1	5	64	311	380	—	—	—	—	—	6	32	38	9	5	433		
茨 城	1	4	53	309	366	—	—	—	—	—	1	39	40	—	—	407		
栃 木	1	5	37	129	171	—	—	—	—	—	2	11	13	—	—	185		
群 馬	1	5	40	151	196	—	—	—	—	—	2	17	19	—	—	216		
埼 玉	1	8	49	266	323	—	—	—	—	—	3	43	46	—	—	370		
千 葉	1	10	77	207	294	—	—	—	1	—	2	32	35	—	—	330		
東 京	1	5	17	62	84	—	23	—	—	—	4	12	16	—	—	124		
神奈川	1	8	35	73	116	—	—	—	—	—	1	29	30	1	4	152		
新 瀧	1	7	51	326	384	—	—	—	—	—	4	56	60	—	—	445		
富 山	1	4	29	148	180	—	—	—	—	—	7	98	105	—	—	286		
石 川	1	3	36	141	180	—	—	—	—	—	1	42	43	—	—	224		
福 井	1	4	17	131	152	—	—	—	—	—	5	31	36	—	1	190		
山 梨	1	2	18	172	192	—	—	—	—	—	6	122	128	—	3	324		
長 野	1	6	34	338	378	—	—	—	—	—	11	120	131	—	1	511		
岐 阜	1	6	53	227	286	—	—	—	—	1	12	78	91	—	1	379		
靜 岡	1	12	49	222	283	—	—	—	—	—	31	113	144	—	1	429		
愛 知	1	13	80	124	217	—	—	—	3	—	1	23	27	—	—	245		
三 重	1	7	36	232	275	—	—	—	—	1	3	75	79	—	—	355		
滋 賀	1	3	24	133	160	—	—	—	—	—	1	97	98	—	—	259		
京 都	1	5	25	119	149	—	—	—	—	—	3	64	67	—	—	217		
大 阪	1	17	41	93	151	—	—	—	—	3	14	30	47	—	—	199		
兵 庫	1	14	58	250	322	—	—	—	—	1	11	81	93	—	—	416		
奈 良	1	2	30	106	138	—	—	—	—	1	—	35	36	—	—	175		
和歌山	1	4	30	166	200	—	—	—	—	2	3	64	69	1	—	271		
鳥 取	1	2	25	141	168	—	—	—	—	—	1	54	55	—	—	224		
島 根	1	3	35	176	214	—	—	—	—	—	7	48	55	—	—	270		
岡 山	1	7	73	255	335	—	—	—	—	—	25	217	242	—	—	578		
廣 島	1	5	69	268	342	—	—	—	—	—	3	82	85	—	2	430		
山 口	1	10	30	132	171	—	—	—	—	—	3	19	22	—	—	194		

徳島	1	3	42	83	128	—	—	—	—	—	11	11	—	—	140	
香川	1	3	21	135	159	—	—	—	—	1	37	38	—	—	198	
愛媛	1	6	37	196	239	—	—	—	—	5	46	51	—	—	291	
高知	1	1	40	129	170	—	—	—	—	—	31	31	—	1	203	
福岡	1	12	62	188	262	—	—	1	3	8	107	117	—	—	380	
佐賀	1	2	25	95	122	—	—	—	—	—	14	14	—	—	137	
長崎	1	5	48	107	160	—	—	—	—	—	11	11	—	—	172	
熊本	1	5	41	279	325	—	—	—	—	1	90	91	7	—	424	
大分	1	7	40	149	196	—	—	—	—	1	31	32	—	—	229	
宮崎	1	6	24	49	79	—	—	—	—	3	4	7	—	—	87	
鹿児島	1	6	47	70	123	—	—	—	—	2	13	15	—	—	139	
合 計	46	278	1,934	7,855	10,067	—	23	—	4	13	210	2,328	2,555	20	20	12,731
24.4.1との比較	—	1	13△	32△	18	—	—	—	1	2	2	61	66	0	—	48
前 回	46	277	1,921	7,887	10,085	—	23	—	3	11	208	2,267	2,489	20	20	12,683

昭和27年度土地家屋の支庁市毎平均価格一覧表

支廳市		區分	田	畑	宅	地	山	林	家	屋
			圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
札幌 函小	幌 館 樽	市市	8,767	2,954	1,603		536	8,500		
		市市	8,009	3,141	1,288	463	7,961			
		市市	8,333	3,920	1,578	324	8,378			
旭室 釧	川 蘭 路	市市	10,773	8,439	842	748	6,560			
		市市	6,137	1,799	623	733	10,014			
		市市	5,127	3,067	864	347	5,337			
帶北 夕	廣 見 張	市市	5,966	3,392	635	498	5,169			
		市市	9,163	2,959	442	165	3,287			
		市市	7,511	2,569	330	317	4,635			
岩網 留	見 走 崩	市市	10,321	2,669	340	278	3,538			
		市市	5,334	1,627	483	107	4,036			
		市市	7,819	2,055	467	354	3,913			
苫稚 美	小 內 唄	市市	41403	792	675	256	7,220			
		市市	—	1,331	437	140	3,393			
		市市	9,468	2,301	229	265	3,141			
平	均	市	9,465	2,347	944	275	6,810			
石渡 檜	符 島 山	市市	8,424	2,247	87	205	2,099			
		市市	8,491	1,984	91	283	2,168			
		市市	8,102	1,731	69	178	1,716			
後空 上	志 知 川	市市	8,119	1,955	95	149	2,318			
		市市	9,727	2,247	101	204	2,596			
		市市	10,282	2,056	59	220	1,652			
留宗 網	萌 谷 走	市市	6,856	1,685	86	157	1,940			
		市市	—	1,723	74	136	1,692			
		市市	7,002	1,852	72	130	1,967			
膽日 十	振 高 勝	市市	8,274	1,709	82	169	2,175			
		市市	7,793	1,467	66	141	1,644			
		市市	6,843	1,408	64	181	1,765			
釧室	路	國	6,484	913	81	158	2,329			
		根	—	822	88	226	1,978			
支廳	平	均	9,265	1,744	80	177	2,066			
道	平	均	9,286	1,786	349	184	3,590			

行政事務條例中特異なるものの調

市町	村名	條例の名稱	施行年月日	條例の目的	罰則
札幌市		集會集團行進及び集團示威運動に關する條例	昭五、九、二五	道路その他の公共の場所の取締	一年以下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以下の罰金
小樽市		右 同	昭三、三、二六	右 同	右 同
千歳町		右 同	昭五、二、二二	右 同	右 同
枝幸町		集團行進及び集團示威運動に關する條例	昭五、二、二二	右 同	右 同
札幌市		札幌市風紀取締條例	昭五、三、二七	道路その他の場所における客の秩序の健全な發達	一年以下の懲役又は二萬圓以下の罰金
千歳町		千歳町風紀取締條例	昭五、六、三	右 同	右 同
士別町		寄附金取締に關する條例	昭五、九、二〇	寄附金募集の統制を正當に處分する	拘留又は科料
美深町		右 同	昭五、九、二五	右 同	右 同
栗澤町		右 同	昭五、三、二六	右 同	右 同
名寄町		露店屋臺店取締條例	昭五、八、二	道路敷地における露店屋臺店取締條例	右 同

文化くん章をもらつた人々

(今年の分は十月
メモ欄に掲載)

○人文科學

西田幾多郎、伊東忠太、徳富猪一郎(返上) 狩野直喜、高楠順次郎、中田薫、津田左右吉、牧野英一、田邊元、柳田國男

○自然科學

長岡半太郎、本多光太郎、木村榮、高木貞治、佐々木隆興、鈴木梅太郎、朝比奈泰彦、湯川秀樹、田中館愛橘、岡部金治郎、志賀潔、稲田龍吉、宮部金吾、俵國一、仁科芳雄、木原均、三浦謙之助、岡田武松、眞島利行、藤井健次郎、三島德七、菊地正士、西川正治、光田健輔

○藝術その他の文化

佐々木信綱、幸田露伴、岡田三郎助、藤島武二、竹内栖鳳、横山大觀、川合玉堂、三宅雪嶺、和田英作、梅若萬三郎、岩波茂雄、長谷川如是閑、安田靱彦、朝倉文夫、上村松園、六代目尾上菊五郎、鈴木大拙、谷崎潤一郎、志賀直哉、土井晚翠、正宗白鳥、小林古徑、齋藤茂吉、中村吉右衛門、武者小路實篤

幌泉村	年少者の不良化防止に關する條例	昭四、四、二四	夜間における満二十歳以下の危害防止をして不良化を防止する	千圓以下の罰金又は科料
羅臼村	漁船運送船の航行に關する條例	昭五、六、二六	航海の安全性と乗船者の保護を關する連絡の適切な連絡	役又は禁錮若しくは五萬圓以下の罰金
室蘭市	室蘭市自轉車登録條例	昭四、七、二	自轉車の所有を明確にし盗難を防止する	千圓以下の科料
栗澤町	慈善行商取締條例	昭五、三、二六	主として救済を受けることを目的として物品の行商をなす者が公安を害し又は風俗を紊す事を防ぐ	拘留又は科料

雜錄

第四次吉田内閣成立

第四次吉田内閣は十月三十日、皇居で任命、認證式を終り新發足した。

内閣總理大臣(再)	吉田	茂 74	東大卒、前首相、自(三)
法務大臣(新)	犬養	健 56	東大卒、元民主黨總裁、衆、自(八)
外務大臣(再)	岡崎	勝 男 55	東大卒、前外相、自(二)
大藏大臣(新)	向井	忠 晴 67	東京高商卒、元三井物産會長
文部大臣(再)	岡野	清 秀 62	東大卒、前文相、自(二)
厚生大臣(再)	山縣	勝 見 50	東大卒、前國務相、參、自
農林大臣(新)	小笠原	三九郎 66	東大卒、元商相、自(四)
通産大臣(再)	池田	勇 人 53	京大卒、前藏相、衆、自(三)
兼經濟審議廳長官			
運輸大臣(新)	石井	光次郎 63	神戸高商卒、元商相、衆、自(三)
郵政大臣(新)	高瀬	莊太郎 60	東京高商卒、元相、參、綠、通産
勞働大臣(新)	戸塚	九一郎 62	東大卒、元北海(一)道長官、衆、自
建設大臣(再)	佐藤	榮作 51	東大卒、前郵政相、衆、自(二)
兼北海道開發廳長官			

衆議院常任委員長きまる

衆院では七日の本會議で常任委員長の顔ぶれをつぎのように決定した。

國務大臣(再)	大野木	秀次郎 56	立命館大卒、前國務相、參、自
同保安廳長官(再)	木村	篤太郎 66	東大卒、前法相
同無任所(新)	林屋	龜次郎 66	金澤高卒、北日民本紡績會長、參
同行政管理長官(新)	本多	市郎 57	中大卒、元國務相、衆、自(五)
同自治廳長官(新)	緒方	竹虎 64	早大卒、元國務相、衆、自(二)
同官房長官(新)	佐藤	達夫 48	東大卒、前法制局長官
法制局長官(再)			
内閣	船山	長次郎 (中自由)	
外務	栗山	好次郎 (同)	
法務	田島	文(同)	
郵政	大上	司(同)	
厚生	平野	三郎 (同)	
文部	伊藤	郷一 (同)	
電通	橋本	登美三郎 (同)	
經安	遠藤	三郎 (同)	
決算	田中	彰治 (同)	
懲罰	南條	德男 (同)	
農林	坂田	英一 (同)	
大藏	奥村	又十郎 (同)	
勞働	田中	伊三次 (同)	
通産	坪川	信三 (同)	

参院では、二十一日の議院運営委員会打合會で常任委員長の顔ぶれをつぎのように決めた。

参議院常任委員長きまる

水産	福永	一	臣(同)
運輸	縫澤	寛(同)	
人事	有田	二郎(同)	
地方行政	青柳	一郎(同)	
圖書館	阿佐美	廣治(同)	
豫算	太田	正孝(同)	
建設	篠田	弘作(同)	
訴訟	高橋	英吉(同)	
議運	福永	健司(同)	

内閣	竹下	豐次(綠風)	
人事	門田	定藏(左社)	
地方	油井	賢太郎(民ク)	
法務	岡部	頼常(綠風)	
外務	徳川	貞良(自由)	
大藏	中川	良次(同)	
文部	若木	勝藏(左社)	
厚生	藤森	眞治(綠風)	
農林	山崎	恒治(改進)	
水産	秋山	俊一郎(自由)	
通産	結城	安次(綠風)	
運輸	小泉	秀吉(右社)	
郵政	大島	定吉(自由)	
電通	溝淵	春次(同)	
労働	吉田	晴(左社)	

行政疑義問答集

建設	下條	恭兵(右社)
經安	境野	清雄(民ク)
豫算	岩澤	忠恭(自由)
決算	奥尾	むめお(綠風)
議運	寺尾	豊(自由)
懲罰	一松	政二(同)
圖書館	宮城	タマヨ(綠風)

解散、解職直接請求關係

〇市町村の境界の變更に伴う直接請求の疑義について

(昭二七、八、一一 富山縣總務部長宛 自行行發第二七號 行政課長回答)

問 地方自治法第七條の規定により、知事が四月一日から甲町へ乙村、丙村及び丁村を編入し、同時に甲町を甲市とすることを三月二十日に決定し告示した。三月二十五日、甲町長Aの解職を請求するため、甲町の住民から代表者證明書の交付を甲町の選舉管理委員會に申請した。この場合においては、次のように解する。

- 一、四月一日以降に署名簿の提出及び解職請求書の提出がなされたときは、甲市長A(舊甲町長A)の解職請求手續として有効である。
- 二、法第八十一條に規定する署名数は、代表者證明書交付當日におけるもの、即ち編入前の甲町選舉管理委員會の告示した数である。
- 三、四月一日以降に投票期日を告示した場合の解職の投票は、甲市の區域の有権者で行う。

答 一、二及び三何れもお見込の通り。

議 會 關 係

○議會の監査請求権について

(昭二七、七、二二 地自行政發第二八七號)
廣島縣總務部長宛 行政課長回答

問 普通地方公共團體の議會は監査委員に對して地方自治法第百九十九條第五項に規定する被補助團體等の出納その他の事務の執行を監査することとを求める権限を有するかどうか。

答 地方公共團體が補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を與えることは、法第九十八條第二項の地方公共團體の事務に該當するから、財政援助を受けているものの出納その他の事務の執行を監査することにより、それらが所期の目的に沿つて使用されているかどうかを明らかにすることは當該地方公共團體の事務に關する監査と解されるので、この限りにおいて議會が所問の如き監査を請求することを差し支えないものと解する。なお、議會が補助團體の出納そのものの等の監査を請求することはできないから念のため。

○議會常任委員會條例改正について

(昭二七、七、三一 熊本縣議會事務局長宛)
行政課長 電信回答

問 總務常任委員會の所管事項中縣教育委員會關係を分離し、新たに文教常任委員會を設置するため、改正案は従前の委員會名に文教を含め、列掲上し、かつ各委員の定数は(議長が議會に諮つて定める規定を)改ため(別表に定めるところによる)とし、その定数を別表に掲げたが、定数の變更は從來の總務と文教に分離したのみで、他の委員會の定数は従前議長に諮つて定めた定数を掲げた。常任委員會條例の一部改正條例は全面的條例改正と解されるや。

答 電照の件、お見込の通り。

○地方自治法改正に伴う地方公共團體の議會の定例會開催に關する経過措置について

(昭二七、八、九 自行政發第一〇號 全國都道府縣議會議長會事務局長宛 行政課長回答)

問 今國會において成立した地方自治法改正の結果、地方公共團體の議會の定例會開催度は年四回と改められたが、本改正は年の中途におけるものであるため、改正法施行の際すでに四回に達した向もある。本年中のこれらに對する法的措置又は取扱方針等につき何分の御回示を願います。

答 本改正の結果は設問の通りであるが、すでに定例會を四回開催している場合でも、必要があれば何時でも臨時會を開催できるのであり、議會運営上支障は生じないものと思われる。

執行機關(監査委員)關係

○地方自治法第百四十二條の規定を監査委員に準用する場合の疑義について

(昭二七、八、二〇 自行政發第四號)
青森市長宛 行政課長回答

問 一 監査委員がその兼職している薪炭小賣商業協同組合理事長の名目ですと薪炭納入契約を締結することは、地方自治法第百四十二條の請負の範圍に包含されるか。又包含されない場合の理由。

答 一 質問の内容が明らかでないので確答致しかねるが、その實體が單なる賣買契約と解される限り、地方自治法第百四十二條にいう請負には該當しない。「請負」とは、民法第百三十二條の請負のみならず、普通地方公共團體、その長又はその長の委任を受けた者から一定の報酬を得てその需要を供給することを業とする場合をも含むのであるが、賣買契約の如き單なる一取引は「請負」には該當しないものである。

問 二 地方自治法第百四十二條中「主として」とは、請負行爲をする側か

らみた場合か、或いは請負行為をさせる側からみた場合か。

答二 前段お見込の通り。

問三 「主として」の解釋について。

答三 「主として」とは、當該請負が當該請負をする者の業務の主要な部分を占める意である。

問四 監査委員が地方自治法第百四十二條の規定に抵觸するとしたならば監査委員が兼業して理事長名で市と納入契約したことを解約しその行為を取消した場合又將來そのような行為をしない場合は該組合の理事長の兼職は差支えないか。

又監査委員が該行為をしたという事実で監査委員又はその兼業している組合理事長のどちらか一方を辭職しなければならないか。又監査委員として當然失職するか。

答 前段 納入契約の實行が完了しない前に契約を解約したものであればお見込の通り。

後段 監査委員を當然失職する。

問五 地方自治法第百四十二條の規定ではそれらの行為をする者、又そのような行為をする者の役職員になることができないとあるが法律上當然失職となるか。否か。又法律上當然失職となる場合如何なる手續を要するか。

答五 何等の手續を要することなく、當然失職する。

問六 監査委員が法律上當然失職するならばその効力は兼業禁止の職についていた日まで遡及するか。又その職についていた日から現在までに行つた監査行為は無効とは思ふか。

答六 前段、お見込のとおり。後段、無効となる。

問七 地方自治法第百四十二條の規定では「長並びに監査委員」「請負をする者」並びに「請負行為をする法人の役職員」となることが「できない」とあるが該當した場合の措置を如何にするか。當然失職又は市長が選任するので市長の解任することも當然であるとも考えられるが如何。

又その手續について。

答七 答五によられたい。

○地方自治法第百九十九條第五項の監査について

(昭二七、八、二〇 自行行發第九號
大阪府監査委員宛 行政課長回答)

問 財団法人が會館を建設し、事業を經營する場合、地方公共團體が當該法人に對し、使途を會館建設費に限定して交付金並びに貸付金を支出しているときは、地方自治法第百九十九條第五項により、當該法人の經理狀況を監査するについて、監査機關を建設費關係に止め、事業經理にまで立入ることはできないと思われるがどうか。

答 當該交付金並びに貸付金の使途が建設費に限られている場合は、お見込の通り。

給與、財務關係

○平衡交付金の差押 (行政課決定)

問 A建築業者は、B村に對し債權を有しているが、B村は債務を履行しない。この場合、Aは、B村に支拂わべき平衡交付金を差押えることができるか。(秋田縣に發生した事例)

答 できない。

一部事務組合關係

○監査執行について

(昭二七、八、九 自行行發第二五號
西宮市監査委員宛 行政課長回答)

合併前に組合解散の手續を経べきものとして現行法は構成されているものであり、所問の場合右の正規の手續が採られていないようではあるが

合併によつて組合はもはや存在しなくなつたものであるから組合は解散されたものと考え左記のように解することが適當である。

問一 昭和二十六年四月一日、A市に合併されたB村は、從來隣接C村と競輪及び競馬事務組合を設立していたのであるが、B村が合併したため組合は消滅した。A市議會は組合が存続中に開催した競輪競馬の収益金に關してその權利を引繼いだとの見解のもとに法第九十八條第二項の規定によりA市の監査委員に對して監査の要求をした。監査委員は、この一部事務組合の行つた事務を監査なし得るか。

答一 監査することはできない。

問二 右の組合が解散されたため、當然決算を行わなければならないが、この決算は法第二九二條の規定により法施行令第五條の規定を準用し、舊組合の管理者が行い、これをA市及びC村の長に送付し長は監査委員の審査の結果の意見を付して、それぞれの議會の認定に付すのが適法と思うかどうか。

答二 お見見込の通り。

問三 右の組合は、三月三十一日に解散したのであるが、同日組合管理者が決算を行い同日組合の議會が認定した。この決算及びその認定は有効か。

答三 收支に關する事務がすべて完了したものであれば、組合解散に伴うものとして決算は有効であるが、解散した組合の議會がこの決算を認定することはあり得ない。

問四 問二が適法であるとすれば、法施行令第五條第三項中の「事務を承認した」の「事務」とは、組合のすべての事務と解すべきか。

答四 質問の場合はB村のすべての事務であり、その中には組合の清算事務中B村にかかる事務を含むものと解する。

問五 問二が適法であるとすれば、監査委員が行う決算の審査は、計數のみか、あるいは豫算の執行及びこれに關連するすべての事務をも審査できるか。

答五 法第二四二條第二項による監査委員の審査と同様である。

問六 右の組合の解散に伴う決算に剰余金があるときは、これを組合の財産とみなすか。又財産であるとすればその處分は法第七條第三項又は法第二八九條のいずれの條項によりなすべきか。(なお法第二八九條によるものとすれば、同條に規定された三つの手段のうちいずれによるか)

答六 決算剰余金は、財産とは解されない。従つて決算剰余金の處分についてB村とC村の協議がととのわないうちにB村がA市に編入された場合はA市とC村との協議により處分すべきものと解する。

總則、通則、住民關係

○所屬未定地の區域編入方について

(昭二七、九、一二 自行行發第二二號)
(神奈川縣總務部長宛 行政課長回答)

問 公有水面埋立地である所屬未定地の川崎市大師河原夜光地先第三號地の區域編入に關しては、地方自治法第七條の規定に従い處理し、編入後同法第二百六十條施行令第一百七十九條を適用處理してよいか。

答 お見込のとおり。

○所屬未定地の市町村區域編入について

(昭二七、九、一九 自行行發第三五號)
(長崎縣總務部長宛 行政課長回答)

問一 公有水面埋立地が市町村の區域にわたつて存在する場合、地方自治法第七條第一項の規定によりこれら所屬未定地を市町村の區域に編入するに當り、關係市町村間に異論があるとき、その境界の設定はいかなる要素を勘案しいかなる基準によつてなすべきものであるか。

答 公有水面埋立地の經緯及び條件等を考慮すべきであるが、この際併せて、關係市町村と地理的經濟的に關係の密接な海域の地點を基準として判定するのが適當である。

問二 公有水面埋立地が市町村の境界にわたつて存在する場合は、その所屬が客觀的に明瞭な場合を除いて一般的には所屬未定地として法第七條の規定をうけるものと思うがどうか。

答 設問の「その所屬が客觀的に明瞭な場合」においても、すべて所屬未定地として法第七條の規定の適用をうけるものである。

(昭二七、九、一二 神奈川縣總務部長宛 行政課長回答で實例變更)

問三 従前の行政實例(昭二四、一、二八 自發第一〇〇號)によれば「法第九條は埋立地の所屬が確定しているが、その境界が判明しないときに適用されるものである」とされているが、その所屬未定地を市町村の區域に編入するに當り、關係市町村間においてその境界の設定につき爭論がある場合は、法第九條第一項の規定により關係市町村は裁判所にその確定の訴を提起することができ、又その境界の設定につき爭論がないとしても設定すべき境界が判明しない場合は、同條第二項の規定により縣知事は裁判所に境界の決定を求めることができるかと解して差支ないか。

答 お見込の通りであるが、設問の法第九條は、今回改正されたから念のため。(實例變更)

條例及び規則關係

○畜犬取締條例制定の疑義について

(昭二七、八、二〇 自行行發第一三號
北海道總務部長宛 行政課長回答)

問一 狂犬病豫防とは別個の見地において、犬(野犬)による人畜の危害防止を圖る必要がある場合は、輕犯罪法第一條第十二號に對應し、更に積極的な規制措置を講ずるため畜犬取締條例を制定することは差支えないか。この場合の條例は、新潟縣畜犬取締條例(昭和二十五年新潟縣條例第六十九號)の規制方法が適法な限度と考へて誤らないか。

答 前設、畜犬の飼育者について、狂犬病豫防以外の公益上の目的から必

要である場合には、憲法その他の法令の規定に違反しない限度において輕犯罪法第一條第十二號以外の義務を課する旨の條例を制定することは差支えないものと解する。

後段、設問利用の條例の規制方法については、現實の行政上の必要の程度を考慮しなければ具體的な當否について確答致し兼ねるが、一般的には法令の規定に抵觸しないものと解する。

なを、同條例第三條による知事の犬のけい留命令については、貴道の場合、その條件を例えば野犬掃蕩のためというような具體的なものとされることを望ましい。

問二 右の條例に次のような條項を有する場合の適否について

1. 愛玩用その他危害を加える虞のない種類の犬を除く外、犬の飼養者に、犬を常時けい留又は圍の中若しくはおり飼をさせ、連行の場合に一定の綱で行動の制限をさせることができるか。

2. 條例でけい留等の義務を課した場合これに對する罰則を設けることは輕犯罪法の定めに反することになると思うがどうか。

3. 公衆に危害を與えた畜犬(狂犬病以外の狂暴犬)を飼育者に殺處分させ、又はこれに代つて處分することを強制して差支えないか。

答 1. 一般的にはできないものと解する。

2. 罰則を設けることは可能であるが、輕犯罪法の規定との均衡をはかるようにすることが必要である。

3. 他に適當な方法が存しないときには、お見込のとおり。

○重要工產品の検査條例制定について

(昭二七、九、四 自行行發第二〇號
福岡縣東京事務所長宛 行政課長回答)

本縣の特産品である久留米緋は、最近久留米緋協同組合員の一部及び員外の粗製濫造によりその聲價を著しく失墜しているため、この信用挽回のため強力な検査の實施も已むを得ぬ段階に至りそのため縣條例を制定し罰

則を設けてこの検査を実施するよう業界から強い要望がなされている。これについて

問一 縣條例を制定して縣自體において検査を実施する場合における罰則適用の可否。

答 罰則を適用する等により検査を受けることを強制することは、それによらなければより重大な公共の福祉を確保することができないと認められる限り、差支えはない。

問二 縣條例で検査規格、検査手数料その他細部に亘り規定し検査業務のみ財団法人九州綿スフ検査協會に委託して実施する場合における罰則適用の可否。

答 設問のような検査事務を、私を人して行わしめることはできない。なお罰則適用の可否については、一より承知されたい。

問三 縣條例では受檢の義務のみを規定し検査規格は他の團體（財団法人九州綿スフ検査協會）のものを準用し、検査も同協會の検査員をもつて実施する場合における罰則適用の可否。

答 一、二により承知されたい。

問四 検査を他の機關に委託して実施する場合の罰則適用不可の理由。

答 一、二により承知されたい。

問五 罰則適用可なる場合はその罰則の範圍。

答 他の同種義務を課している法律、政令、條例等の罰則との均衡を考え具體的な事情に基いて客觀的に妥當と認められるものとすべきである。

議 會 關 係

○定例會開催度數及び臨時會における請願陳情について

（昭二七、九、二 鹿児島縣地方課長宛）
行政課長 電文回答

問 改正法による議會の定例會四回は曆年によると解するが、既に四回招

集済であれば年内は定例會は招集し得ないことになるが、臨時會においては百二條五項の場合を除き陳情請願についても豫め告示しなければ付議出来ないか至急返乞う。

答 電照の件、お見込のとおりと解する。

○懲罰事犯に關する疑義

（昭二七、九、一八 宮崎市議會事務局長宛 行政課長電文回答）

問 懲罰の對象とならない議場外の事件につき、議會の信用を傷つけたとの理由により今後議場において當該議員を排除する旨の聲明をした。他の議員の連名により新聞紙に發表することは差支えないか。

答 當該議員に對し、議場外の事件につき、市民及び議會へ對する陳謝文の公表を議決によつて要求できるか。

答 電照の件、いずれも適當とは思われない。

○地方自治行政實施に關する照會について

（昭二七、九、一八 自行行政第三一號 福井縣總務部長宛 行政課長回答）

問一 豫算の修正において節の附記を削除することはできないか。

答 設問の趣旨を了解しかねるが、節のみを單に削除するのであれば、豫算の修正としては何らの意味をなさないものと解する。

問二 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うが、この場合職務代行者の名稱について實際の取扱いをお伺ひ致します。

答 設問の場合、副議長はその名において議長としての職務を行うのであるが、特別の名稱を附する必要はない。

○會議錄署名議員について

（昭二七、九、一八 自行行政第三三號 熊本縣總務部長宛 行政課長回答）

問一 議會の招集により開會を宣言し當日の議事日程を配交した後、議長

辭任の意思を表明し、副議長と議長席を交替した。議長辭任の理由等説明の後、これについて論議した後全會一致議長辭任を承認したので、直ちに議長選舉となり新議長を決定し副議長と交替して議事を運営した。この場合は、左の何れによるべきが適當であるか。

(一) 新議長 (二) 舊議長 (三) 新議長 (四) 舊議長

副議長 副議長 新議長

署名議員

署名議員

署名議員

答 (二) によるべきである。

問二 同一會期中一時議長が討論するため副議長と議長席を交替した場合の會議録の署名は、議長、副議長と署名となすが適當か、議長のみで適當か。

答 前段のようにすべきである。

○地方自治法の疑義について

(昭二七、九、一九 自行行發第三七號)
防府市議會事務局長宛 行政課長回答

問一 市議會において、市役所内に不正事件ありとして調査のため特別委員會を設け、参考人又は證人を多數喚問したが、實費辨償の條例がない場合、その支給はいかにすべきであるか。又出頭人中當局の職員も含まれているが、これら職員は公務の一部として、出頭したものであるから支給の要はないと解せられるがどうか。

答 前段、設問の條例が存在しない限りは、費用辨償の支給はできないから、法第二百七條の規定に基く條例を速かに制定して實費を辨償しなければならぬ。

後段、實費辨償に關する條例の定めるところにより設問の出頭に要した費用の辨償をすべきである。

問二 たま／＼右事件を調査中一證人によつて、數年前別個に不正事件の

あることが證言され、委員會は議決した調査目的を逸脱し調査したが、かかる場合議會に報告しても差支えないか。

答 特別委員會に對する事件の付託方法にもよるが、特別委員會は、議決により付議された事件の範圍を超えて調査することはできない。當該事件の調査に關し所問の如き事件發見したときは、これを事實上議會に報告することは差支えないと解する。

○村議會議員懲罰の可否について

(昭二七、九、一九 自行行發第三九號)
兵庫縣町村議會議長會長宛 行政課長回答

問一 八名の議員の懲罰において懲罰の理由が同一である場合、これら議員懲罰に關し一括審議して、八名全員を採決に加えない審議採決の方法(懲罰議決)は差支えないか。

答 できない。

問二 議員定數十六名の議會において、八名の議員に對する懲罰動議を議決するために、この八名を排斥し、七名の議員(八名中一名は欠席)でこれを議決し、八名の議員を出席停止の處分に付したが、この懲罰は有効であるか。

答 無効と解する。

問三 懲罰の對象となつた議員八名の退場を要求したが應じないのでそれ以外の議員により別室においてなされた議決は有効であるか。

答 無効と解する。

○議會の定例会招集について

(昭二七、九、一九 自行行發第四一號)
和歌山縣總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第二百二條第二項において、定例会は毎年四回これを招集しなければならぬとあるが「毎年」とは會計年度をいうのか、曆年をいうのであるか。

答 後段お見込のとおり。

○地方自治法第九十九條第二項の解釋について

(昭二七、九、一九 愛媛縣總務部長宛 自行行發第四五號 行政課長回答)

問 民法第三十四條の規定により設立されていた財団法人の活動が市の公益に關係がある場合において、市議會は當該法人に民法第七十一條に該當する行為ありと認めたときは、地方自治法第九十九條第二項の規定によつて關係行政廳に對し、當該法人の設立許可の取消に關する意見書を提出できると思うが如何。

答 法律上はお見込のおりと解する。

○臨時町議會招集請求について

(昭二七、九、二九 千葉縣總務部長宛 自行行發第四九號 行政課長回答)

問 町議會議員から、地方自治法第一百一條後段により、教育委員會法第七條第三項による委員選舉について臨時會招集の請求がなされたが右の委員選舉は、法律の規定するところに基き執行されるべき問題で特に議會を招集しての議決案件でなく、議會議員の發案權に屬する事件でないと思料されるが、その取扱について如何にすべきか。

答 設問の臨時會招集の請求は適法のもので、町長は、その請求に基いて臨時會を招集しなければならない。但しその臨時會招集の時期については別段の定めはなく、町長において教育委員會の設置されるべき本年十一月一日までの適當な時期を選んで招集すればよい。

○地方自治の疑義について

(昭二七、九、三〇 愛知縣總務部長宛 自行行發第五〇號 行政課長回答)

問 一 町議會が本會議に於て全員一致總辭職を決議したる場合決議の効力

はあるか。

答 當該議決によつて全議員が辭職したことはない。

問 二 町議會が總辭職を決議し議員より辭職届が議長宛提出された場合議長より正式受理の旨議員へ通告しない間は議員の資格はあるか。

答 辭職を決議したことについては一より了知されたい。

なお議員の辭職については、開會中は議會の許可、閉會中は議長の許可がなければこれをするとはできない。

問 三 町議會が地方自治法第三百三十五條により一部議員の除名を決議し然る後總辭職したる場合除名議員より除名無効の訴訟ありたる時、選舉管理委員會は一般選舉を行うことができるか。

答 お見込のとおり。

問 四 地方自治法第三百三十五條による除名は左記理由にて除名できるか。

1. 議員として議會の決議無視

2. 議員であるまじき言動ありたる場合

答 懲罰の事犯は原則とし地方自治法又は會議規則に違反する議會内における議員の行動に限られるものであり、これに該當するかどうかは具體的事情によつて判斷すべきであつて、設問の事實のみでは判斷致しかねる。

執行機關關係

○地方自治法第六十六條第二項の取扱について

(昭二七、九、二 佐賀縣總務部長宛 自行行發第一九號 行政課長回答)

問 地方自治法第六十六條第二項の規定によつて、副知事、助役は常勤の職員を兼ねることができない旨規定したるも町村の事情により助役が一般事務を兼ねることが町村財政の面よりみても適當であると思料されるので、その取扱いに何等の便法がないかお伺いする。

答

副知事及び助役は、普通地方公共團體の長を補佐し、その補助代辦たる職員の擔任する事務を監督し、或いは普通地方公共團體の長の職務を代理することを専らその職務とするものであるから、被監督者たる常勤の職員を兼ねることは適當でなく、従つて法は副知事若しくは助役は、普通地方公共團體の長と同様に常勤の職員を兼ねることができないものとしてゐる。ただ助役に一般事務職員の職務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合においては、いわゆるその職務の「事務取扱」を命ずることとはできるものと解する。なお、分課、職制等の定がない場合において長又は長を補佐する者としての助役が、一般事務を行うことができることは當然である。

○改正地方自治法第六十一條の解釋について

(昭二七、九、一八 自行行發第三二號)
長野縣總務部長宛 行政課長回答

問

今般改正せられた地方自治法第六十一條第三項の規定により、都道府縣の副知事の定数は條例でこれを増加することができることになつてゐるが、本縣においては現に改正前の同法同條第二項の規定に基づき別紙のとりの條例が制定せられてゐるので、この條例を變更しない限り將來も副知事二名を置くことができると解してよろしいか。

答

前段

お見込のとおり。

後段 今回の改正法附則第七項の規定により、現にその職にある副出納長は、任期中に限り、従前の例により在職するが、その後においても副出納長を置こうとする場合は、改正法第六十八條第三項の規定に基づく條例を新たに必要とするものと解する。

給與財務關係

○分擔金徴收について

(昭二七、九、一八 自行行發第二一號)
長野縣總務部長宛 行政課長回答

問一 當市耕地事業（農業、灌漑、水路の改修、修理等）について左記條例を公聽會を開き制定以後受益者と協議し分擔金を決定徴收しており妥當と思われるがいかが。

第一條 この條例は法令（地方自治法第二百十七條等）に定められたるものの外この條例の定めるところによる。

第二條 市が行う耕地事業により特に利益を受ける者（以下受益者という）から事業費の一部を分擔金として徴收することができる。分擔金は事業ごとに豫めその額を定め地元受益者分擔金又は特別受益者分擔金として徴收する。

第三條 分擔金は耕地事業において受益の程度に應じその都度これを定める。

第四條 分擔金の徴收方法は市稅條例に準ずるものとする。

附則 この條例は昭和二十六年十一月一日から施行する。

答 分擔金の徴收條例には、分擔金を徴收すべき事件ごとに徴收すべき分擔金の種類、受益者の範圍及びこれを各受益者に分賦する方法を具體的且つ明確に規定すべきものであつて、設問の如き條例内容は法の趣旨に徴して適當でない。

問二

分擔金條例は地方公共團體の一部を利用するような事件が具體的に生じた場合に始めて判定すべきものでさきに公布した分擔金條例により適用していくのが適法なりや。

答

將來豫定せられてゐる特定の事件について豫め條例を制定して置き、

その事件が生じたときに當該條例によつて分擔金を徴收することは、違法とはいえないが、その條例の規定方法については一により承知されたらう。

問三 二の場合當市の如き農業者の多き市においては、件數が多いので非常に困難と思われるが外に方法なきや。

答 二により承知されたい。

○公金費消事件について

(昭二七、九、二九 自行行發第四八號)
(一宮市議會事務局局長宛 行政課長回答)

市の經費をもつて支辨する議會費の支出は議會事務局において請求書及び支出調書を取まとの上總務部長の支拂命令を受け収入役に送付し、議員報酬、費用辨償、議員旅費等は議會事務局庶務係が債主の委任狀を提出せず便宜収入役より一括現金の支拂を受け債主に支拂い、請求並びに領收の認印を得て證書を収入役に返納するのが慣例でありましたところ職員が収入役より受けた現金を債主に支拂わす横領した場合。

(注) 該職員は地方自治法第一七一條の規定による出納員の任命は受けていない。

(議會事務局には他にも出納員はいない)

問一 議會事務局職員の任免權者である議長の公法的責任。

答 設問の出納事務に關する法的責任はない。

問二 職員の出納事務に關する法的責任はない。

答 設問の出納事務に關する法的責任はない。

問三 地方公共團體の經費をもつて支辨すべき議會費の出納事務は地方自治法第一七〇條第一項の規定により収入役又は同法第一七一條の規定により任命せられた出納員がなすべきで、たとえ市條例により議會事務局が設置せられても出納事務は公法的に議會事務局の擔任事務でないとしてよいか。

答 お見込のとおり。

問四 収入役は慣習とはいえ正當なる債主に支拂わす出納員にあらざる職

員に債主の委任狀を徴せず一括現金を支拂いたるは、地方自治法施行令第一四九條の規定に違反しないか。又公法的に収入役及び市長(地方自治法第一四九條第四號による監督)に責任はないか。

答 前段 お見込のとおり。

後段 収入役には地方自治法第二四四條の二の規定による賠償責任がある。市長については、一般的に會計を監督する責任はあるものと解する。

問五 地方自治法第二四四條の二の規定による損害賠償責任は出納の公法的責任者である収入役か。直接現金の取扱ひをした職員であるか。

答 前段 お見込のとおり。

執行機關(監査委員) 關係

○議員等の兼職について

(昭二七、八、二九 自行行發第一六號)
(佐賀縣總務部長宛 行政課長回答)

問 常町では競輪事業を實施しているが、その競技實施の面は、自轉車競技法により縣自轉車振興會に一任している。本年月末日定期總會が開かれ役員の変更が行われた結果、理事定員十五名中常町議會議員が五名理事に就任することになった。この内二名は競輪常任委員であり、しかも一名は監査委員である。更に六月競輪の際は他の二名が執務委員(管理委員及び總務委員)としてこれが運営に當つていた。(執務委員は毎月八日勤務するものである)これに關して

(1) 振興會理事と監査委員との兼職はできるか。

(2) 振興會理事と競輪常任委員との兼職はできるか。

(3) 執務委員と議會議員との兼職ができるか。

答 (1) 縣自轉車振興會の行う事務の中、武雄町の競輪實施の事務がその主要な部分を占めている場合においては、できないものと解する。

- (2) 法律上は差支えない。
(3) 執務委員の事務の性質上議員との兼職は適當でないものと解する。

報道から拾う

政令三二五號（占領目的阻害行為處罰令）事件

いわゆる政令三一五號事件は最近各地の裁判所で「免訴」「無罪」「有罪」と全くバラバラとなり、裁判史上かつてない混亂状態がひき起され、最高裁判所の早急な判例が待たれていたが、最高裁ではこの事態を重視、近く同例事件三件を選んで審理することに決定したと報ぜられる。

八月現在の最高裁の調べでは、各地の裁判所で公判が進行中のもの千四百八人（一審九百五十八人、二審三百五十人、最高裁百人）すでに裁判が終つて判決が確定したもの二百十二人、このうち講和發効後判決のあつたものは七十七人で、三二五號有効説をとつて有罪と判決したものは五十三人、無効説で免訴にしたもの十八人、無罪は二人、その他四人となつてゐる。

これについて、被告、辯護側の主張は

各地裁に現われた免訴判決と同様な主旨で、同令は憲法に反する法令だつた。占領下では最高司令官の占領管理權に基き超憲法的な力があると認められたが、平和條約の發効で同令は形式的にも實質的にも廢止され、全く適用の余地のないものとなつた。同令の母體であつた勅令五四二號（最高司令官の要求實施のため特に必要な場合命令罰則を設け得るという勅令）も失効し、また同令の基礎となるべき司令官の指令も失効した。講和後

もなおこの政令で處罰する根據は全くない。さらに「アカハタ」などの發行停止を命じたマ元帥指令は政治言論の彈壓で憲法に反する、などという點を上げてゐる。

これに對して最高裁では次の諸點をあげ反論してゐる。

一、勅令五四二號が合憲であることは最高裁判例で認められており、したがつてこの勅令に基づいて出された政令三二五號も形式上合憲有効である。

二、五四二號が廢止されても一たん政令として成立した以上三二五號の効力は變らぬ。

三、司令官の指令がなくなつたため同令は今後實質的には活用されないが法律的手續によつて改廢が明示されぬ限り法令は形式的効力を存すると解釋しなければならぬ。同令は「廢止前の行為については從來通り罰する」という規定のもとに廢止されたもので全面的に失効したとはいへぬ。

四、同令は物質統制令のような限時法的性格を持ち、廢止前の行為については處罰できる。

五、憲法の保障する思想表現の自由も無制限のものでなく公共の福祉のため制約を受ける。共產主義者が言論の自由を濫用して無秩序への扇動を續け人心をまどわし、公共の福祉を侵す危險が明らかだつたため必要やむを得ざる措置としてマ元帥書簡が出されたわけで、同書簡は違憲ではない。

豫備隊「違憲訴訟」却下さる

左派社會黨鈴木委員長名で最高裁に「二十六年四月一日以降政府のなした豫備隊設置並びに維持に關する一切の行政行為は違憲無効であるから取消せ」と提訴中であつたが、十月八日、最高裁は「本件の訴えを却下する」との判決言渡しがあつた。

判決要旨

原告は最高裁が司法裁判所の性格を有するとともに他方具體的な争訟事件を離れて、抽象的にまた一番にして終審として法律、命令、規則または處分が憲法に適合するかどうかを判断する権限をもち、司法権、立法権および行政権のいずれの範圍にも属さぬ特殊の権限を行う性格をも持つものと主張する。しかしながら裁判所が現行の制度上與えられているのは司法権を行う権限であり、司法権が發動するためには具體的な争訟が起されることが必要である。裁判所は具體的な争訟事件が起されないのに將來を豫想して憲法その他の法令の解釋に對し抽象的な判断を下すような権限は行い得ない。

最高裁は法令に關し違憲審權を持つが、この権限は司法権の範圍内で行使されるものであり、この點においては下級裁判所との間と異るところはない。原告が主張するように最高裁が法令などの抽象的な無効宣言を行う権限を持つならば法令などの効力を争う違憲訴訟がヒン發し、最高裁がすべての國權の上に位する機關のようになり、三權獨立の民主政治の根本原理にそむくような恐れがないでもない。

要するに現行制度では特定の者の具體的な法律關係について紛争のある場合だけ裁判所にその判断を求めることができるのであり、具體的事件を離れて抽象的に法令などの合憲性を判断する権限を有するという見解には憲法上、法令上なんらの根據もない。

以上の理由でこの訴訟は不適法として却下すべきものである。この判決は全裁判官一致の意見によるものである。

「氏名黙秘の控訴」棄却

刑訴法の「黙秘權」をめぐる論争されつつある折柄、札幌高裁では、十月十二日札幌辯護士會所屬杉之原辯護人から提出されていた、本籍、住

所、氏名を黙秘している三名の容疑者の輕犯罪法違反事件の控訴につき「氏名まで黙秘している者を對象としての辯護人からの控訴は受付けれない」と棄却を決定した。

高裁ではこの決定について

- ① 辯護人選任届には被告の氏名を書かなければならない。
- ② 刑訴法の黙秘權は、氏名までの黙秘を認めたものではなく、従つてこの決定は全體として刑訴法の黙秘權を否定するものではない。自己の利益な効果を期待する行動をする時、氏名をいわないのは一般社會の通念にも反する。

- ③ この決定は憲法第三十八條の「自己の不利な供述を強要されない」にも反しないとの見解をとつている。

「火炎ビン」は爆發物に非ず

「火炎ビン」を投入した事件で、爆發物取締罰違反で起訴されていた事件に對し、十月十四日広島地裁での判決は「火炎ビンは爆發物でない」と注目される認定をした。その理由として、

濃硫酸と塩素酸カリは爆發作用を起すが、これは單にガソリンに引火するためのマッチの役目であり、この爆發作用により瞬時に人の生命財産を奪ひ、又は損傷するとはいえない。

というのであるが、この見解は最高檢の火炎ビンは爆發物とする見解と對立するものである。

「英水兵事件」に判決

八月五日、神戸地裁が、自動車強盜事件の英水兵二名に懲役二年六月の判決を申渡したことに端を發したいわゆる「英水兵事件」は、國際問題と

してその成行きを注目されていたが、十一月五日大阪高裁において控訴審最終公判が開かれ、兩被告に「原審破棄、懲役二年六月、執行猶予三年」の判決言渡しがあつて、身柄引渡しも終り、本事件は事實上結末を見るに至つた。

その判決理由の要旨は

一、裁判権について

(一) 被告人は英軍艦乗組軍人であるから、日本に裁判権がないとの辯護人の主張について

獨立國の主權の一作用たる刑事裁判権は自國民たる外國人たるを問わず、領域内にある一切のものにたいしこれを行使し得るのが原則である。條約その他の國家間の合意、または確立された國際法規の存する場合に限りその行使が制限される。しかし事件は英國軍艦の乗組員が公務外でわが國に上陸中にわが刑法所定の犯罪を犯した場合に當るわけで、その刑事裁判権については日英兩國間にはまだなんらの條約も合意もなされていない。また犯人の所屬國は裁判権ありとする國際慣習も確立されておらず、領土國に裁判権ありというのが決定的な學說である。

(二) 英軍艦ベルファーストが儀禮艦であることを強調する主張について
軍艦が儀禮艦であるという確證はない。かりに儀禮艦であつたとしても儀禮艦の乗組員にたいし刑事裁判権上ほかの軍艦の乗組員と別個の取扱いをなすべき國際慣習が確立しているとは認めがたい。

(三) 吉田書簡について

吉田書簡はいわゆる國連軍協定成立にいたるまでの間における國連軍構成員などの刑事事件にかんする取扱方針について、日本政府の心構えを申入れたものであるが、公文交換の形式をとつておらず日本側の一方的通報たるに止まつているから、國家間の合意としての法的拘束力を有するものでない。しかも書簡は行政機關の權限においてなし得べき措置を述べたものであつて、司法機關たる裁判所の裁判権の行使に制限を加へるとき内容は包含せられていない。

(四) 本件は對日平和條約に定められた占領軍の撤退猶豫期間における犯罪であるから、舊占領軍が有したと同一の特權を認めるべきであるとの主張について

平和條約第六條の連合軍とは講和條約發効當時日本國の領域またはその付近にあつて日本占領の任務に従事していた軍隊などを指すものと解する。したがつて講和發効當時ほかの任務に従事していた軍艦ベルファーストがたまたま日本の領域内に來航した場合、同艦並びにその乗組員にたいし舊占領軍が有したと同一の特權を與えられなければならない理由は見當らない。

(五) 國連軍協定の交渉中に日本側に裁判権ありとしてこれを審判することとは國際慣習に違反するとの主張について

裁判権にかんする國連協定の交渉は、本來日本側にある裁判権の行使を停止して國連軍側に裁判権を行使する權限を與うべきか否かにかんして行われるべきもので、交渉の結果をまたなければ裁判権の歸屬が決定しないというものではないから日本側が右交渉中に公訴權を行使し裁判所はこれを審判するのは當然である。以上の理由により原審たる神戸地方裁判所および當裁判所は本件について裁判権を有することがあきらかであるから本件公訴を棄却すべきでない。

次に事件發生以來世の視聽を集めた問題點の主なるものは、
(一) 裁判権の問題

① 英、イーデン外相は八月五日「英國兵に對し日本には裁判する權利がない」と松本駐英大使を通じて抗議した。

② 日本法務當局は八月六日「在日國連軍將兵に對する裁判管轄權の問題については、既に去る五月、當時の法務府刑政長官名で、國連軍との協定ができるまでは、國際慣行に従つて律せらるべきであつて、國際法上の多數說では公務以外の犯罪については日本が裁判権を有するとの通達を各檢察廳に對して行つており、今回の裁判も法律的にはこの原則によつて行われるものである」旨の非公式見解を明らかにした。

マーフィー米大使は「日本に在住する英人實業家をはじめとする人は、日本の裁判權に服することになつてゐるが、朝鮮で戦つて水兵は特殊な場合で、英軍の軍法會議で裁判する方が都合がよい」旨の見解を述べた。

外務省條約局長は八月二十八日、衆院外務委員會で質問に答えてような主旨を述べた。

艦乗員が他國に上陸して犯罪をおかした場合裁判管轄權は國際法假説では所在國にあるとしているが、國際儀禮上は身柄引渡しをこともある。英水兵事件については國際法上の立場と國際儀禮上場と二つがあり、英國側の主張は國際儀禮上認められてゐる點をとして要求しているが、政府は國際法の立場から裁判權はあくま本側にあると主張してゐる。

この犯罪事件では英連邦軍當局は取調べのため日本側の警察や檢の身柄引渡し要求に應じてゐるので、日本側の裁判權を認めてゐのと了解してゐる。

月三十一日、マーフィー米大使にあてた吉田書簡は講和發効後國連定成立までの間、政府として行政府の權限内で實施し得るよう一に希望を表明したものであるが、相手國もあることでまだ内容をする段階にはない。

原刑政長官通達には吉田書簡の實施細目を示したもので兩者間に食はない。

わゆる吉田書簡

口、外務省からいわゆる「吉田書簡」の全文を發表した。

内容
朝鮮において作戦してゐる國連加盟國の軍隊に關して、千九百五八月八日にサンフランシスコでアチソン國務長官と私との間に交へ公文の趣旨を實施するため、具體的にどのような措置を執られるかについては、私はすみやかに當事者の間で協定が締結さ

れることを切望するものであります。その間私は五月廿七日のわれわれの會談に關連して、日本國政府がこれらの軍隊の支持を容易にするため將來起るかも知れない刑事事件との關連において國際連合加盟國の軍隊の構成員に對し、このような協定が締結されるまでの間、次のような措置を執ることを考へており、且つ直ちにこれを實施しようとするものであることを明らかにしたいと思ひます。

一、これらの軍隊の構成員および軍屬ならびにそれらの家族に對する裁判權は、國際法と國際慣習の準則に従つて行使される。

二、特にこれらの軍隊の駐留區域外において行われた犯罪事件については、國際法と國際慣習の確立した準則について不明確の點がある場合には、日本國政府と關係國の當局との間の協議により事件ごとに決定が行われるものとする。

三、日本國の當局は、罪を犯したこれらの軍隊の構成員および軍屬ならびにそれら家族を逮捕したときは、次の四に掲げる場合を除いて、犯人をその所屬國の軍當局に原則として、引渡すよう取計らう。

四、特別の重要な事由がある場合には、日本國の當局は犯人を拘留しつつ、前記のこのような協議を直ちに行う、このような協議により四十八時間以内に決定が行われない場合には、犯人を將來日本國の當局に引渡すべきことを條件として、その所屬國の軍當局に引渡すよう努力する。

私は前記の措置がすべて關係國にとつて満足なものであると信じます。

敬具

千九百五十二年五月卅一日

内閣總理大臣 吉田

茂

在京米國大使

ロバート・D・マーフィー殿

ついでつぎのような外務省の見解を發表した。

外務省發表

一、本書簡は平和條約の發効後國連軍協定成立までの間に於ける國連軍所屬員による刑事事件の取扱方針をわが方から國連軍側に對し一方的に通報したものである。したがつてこの書簡は國際約束を構成するものではなく、國會の承認を必要とするものでもない。

二、本書簡は一般國際法の原則および國內法の規定に則つた取扱方針を述べたものであつて、これに反するような特別の内容を持つものではない。したがつて國內法との抵觸の問題を生ずる余地はない。なお本書簡の趣旨は當時法務府から部内各廳に傳達してある。

三、本書簡は平和條約發効後における在日國連軍の地位に關する全般的交渉中の案件に關して發せられた文書を發表することは差控えるのが國際慣行になつてゐる。しかるに最近世上本書簡の内容について種々の憶測が行われているので關係國の了解を得た上、その全文を發表して國民の前に事態を明かにすることとした。

その後の國交回復狀況

「時報」前號に掲載後において

チリ 一 は對日平和條約批准に先だつて交換公文により、十月七日國交を回復した。

ウルグアイ・ウルグワイ議會は十月八日、對日平和條約を批准した。

註 これにて條約批准國は二十八カ國（一應チリも含めて）未批准國は二十カ國となつた。

「ガット日本加入は延期」

ジュネーヴで開會中のガット（關稅、貿易に關する一般協定）總會は十四日、日本の加入に關する決定を延期する決議案を正式に決定した。

これにより次期總會までの間、十八カ國からなる特別委員會を設置、日本の加入申請問題（日本の勞働關係法や貿易慣習がガットのこの原則に合致しているかどうかを調査する）を検討することになつた。

「再商議條項」適用せず

十月十六日の日米合同委員會で、これまで駐留軍の調達契約様式の中で問題になつてゐた「再商議條項」（契約履行後超過利潤があると認められた場合は、後で取上げる條項を決めた米國內法）を日本に適用しないことを米國政府に申請することを要請した。米極東軍司令官宛の勸告を決定した。

この再商議條項の適用を除外する理由として合同委員會があげてゐることは

- ① 日本の商慣習に存在しないこと。
 - ② 稅の關係など經理手續が複雑となること。
 - ③ 超過利潤取上げに異議がある場合の法的救済が複雑なこと。
- などである。

日本の「ココム」加入承認

九月下旬からパリで開かれてゐたココム（西歐の對共產圏輸出統制調整委員會）會議はこのほど日本のココム加入が正式に承認されたと報じてゐる。

日米貿易仲裁協定成る

日米貿易仲裁協定はこのほど成立、十日、日米代表間で調印が行われた。

この協定は九月十六日にさかのぼつて發効するが、これによりいままで解決方法のなかつた日米間の貿易上のクレーム（商事紛争）は公正、敏速に解決されることになり、日米貿易が安定した基礎の上に發展することが期待されている。なお國際商事仲裁委（代表藤山愛一郎氏）としては米國のほか、各國とも同様の協定締結の交渉が進められている。

傳えられる同協定の内容及び意義つぎのとおり。

一、協定は日本の國際商事仲裁委員會およびアメリカの米國仲裁協會が日米貿易に従事する商社にたいして商取引契約に當つて共同の仲裁約款の使用を勧めることを協定したもので仲裁約款によればこの約款を契約に入れた場合、當事者のすべての紛争、論議または意見の相違、契約違反はこの協定にしたがつて兩國の仲裁機關の仲裁により解決され、當時者はその決定に拘束されることになる。また契約に仲裁約款を入れていなかったときでも當事者間の合意があれば仲裁に付することができる。

一、この制度は道義的なものではなく、各國とも國內法をもつて仲裁規定にたいして裁判所の判決と同一の法的効力を與えており、（日本では民法第百條）裁定に服さないときはただちに法的に強制執行に移すことができる。さらに國內法だけでは外國にたいする執行力がないので、各國は一九二七年ジュネーヴで結ばれた『外國でなされた裁定の執行力にかんする條約』に加盟して相手國の裁定をそのまま受け入れることになつており、日本もこの條約に加盟している。

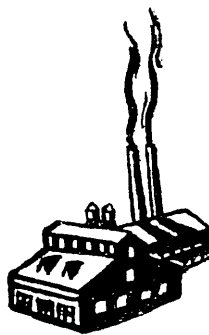
一、日本と米の仲裁規則は全く同一であり、仲裁全般にたいする主義、方針も同じだから實際問題としてどちら側の仲裁機關で仲裁を行つても同一の方針と手續によつて行われることになる。

一、仲裁約款を契約に入れておけば事故が起つても自動的に仲裁手續に入るから、公正な商賣をしている人たちにとつては安心できるが故意にクレームを付けようとすする者にとつてはこの仲裁約款にしばらく不公正なことがなくなる効果があり、したがつて仲裁約款を入れておくだけでクレームを相當防ぐことができる。

勇留島は日本領

齒舞群島附近で行方不明となつた米軍のB29爆撃機事件については、十

月十二日ソ連が米國に覺書を送り「米機がソ連領を侵犯し、ソ連機に射撃を加えた」と抗議したが、十七日米國はソ連に覺書をもつて逆抗議した。その中で特に、同機がその附近で墜落したといわれる勇留島はソ連領ではなくて「齒舞群島のうちのひとつとして日本の主權の下にある日本領である」とこれまでにない、はつきりした表現で述べたと伝えられる。





圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名

著編者

自叙傳 四
石橋 財政
遺族援護のしるべ
戦傷病者戦没者遺族等援護法規集
第三回日本統計年鑑 昭和二十六年
平和條約の總合研究 下卷
選舉關係實例判例集(加除式)
辨慶(白)旅路の卷
この自由黨 上・下
時事用語解説
勝利者の悲哀
國際經濟會議
國家公務員災害補償法詳解
泣 虫 記 者
種の起原 上・下
北海道の傳説
偽らぬ日本史
日本に吹く三つの風
合本 三等重役
市場用語辭典

河上 肇
石橋 湛山
大塚 謙外
社會保障研究會
總理府統計局
國際法學會
自治廳選舉部
富田 常雄
板垣 進助
受驗新報編集部
徳富 猪一郎
高良 とみ外
堀江 惣次郎
入江 徳郎
C・ダーウィン
更科 源藏外
細田 民樹
ハンドルマン
源氏 鶏太
日本經濟新聞社

最新貿易爲替辭典
國際法(新版)
天皇

書式全書 民事篇

刑事訴訟篇

體系商品辭典

3 弗 夫 婦

獅子文六作品集

第二卷 南の風

第四卷 太陽先生

第五卷 おじいさん

東京のお嬢さん

女性の世界

三太郎の日記

新聞太平記

續生きている日本史

勝海舟 第一卷

東亞戰雲録

大平洋戦争由來記

官僚と大學教授

林美美子全集

第六卷 女性神髓、女の日記

第七卷 青春、紅襟の燕

第十卷 筆がき、暗い花

第十一卷 ボルネオダイヤ、あひびき

第十五卷 茶色の眼

日本の旅

新唐詩選

自叙傳 五

憲兵

足利 尊氏

東京銀行調査部
横田 喜三郎
蜷川 新
公文社 編集部

佐藤 弘外

磯津 茂和

獅子文六

北村 小松

堀部 秀彦

阿部 次郎

御手洗 辰雄

高木 健夫

子母澤 寛

池田 源治

大橋 忠一

都留 重人

林 美美子

石塚 文子

吉川 幸次郎

河上 肇

宮崎 清隆

佐野 學

資本主義・社會主義・

フアシズム・共產主義上

地方税、財政制度の解説

法律學講座 五

世界歴史事典 第十二卷

日本現代詩大系 第一卷

第二卷

第三卷

第四卷

第五卷

第六卷

第七卷

世界文學全集

バルザック篇

續バルザック篇

ドストエフスキイ篇

ドイツ浪漫派篇

ゾラ篇

ステイヴンソン篇

ホーソン篇

ハインズ篇

ジョージ・エリオット篇

フロベール篇

ゴーディ篇

ゲーテ(續)篇

シャロット・ブロンテ篇

ボオ篇

エミリア・ブロンテ篇

モーパッサン(續)篇

バルザック

ノグーリス外

ステイヴンソン

ホーソン外

ハインズ

ジョージ・エリオット

フロベール

ゴーディ

ゲーテ

シャロット・ブロンテ

エミリア・ブロンテ

モーパッサン

バーナード・ショウ

奥野 誠 亮

團藤 重光外

下中 彌三郎

日夏 耿之助外

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

日夏 耿之助

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

受贈先

本道貸金資料と現状分析	道立労働科學研究所
開拓事業の概要	道 農地開拓部
關勢調査報告	總理府 統計局
漁船統計表	水 産 廳
農業開測 昭和二十七年上半年期	農 林 省
工作機械設備統計調査	通商産業省
農業生産資材の購入消費量に關する調査	農林省統計調査部
鑛山保安年報 昭和二十五年	通商産業省
業務部關係通牒集	調達廳長官官房企畫室
農林水産業被害	農林省統計調査部
企業合理化の諸問題	通産省 企業局
わが國主要産業の實態	〃
出 水	林 野 廳
事業協同組合運営講義	中小企業廳協同組合課
北海道概況 二十六年度版	道開發計畫課
職階制と新人事管理方式	道人事委員會
假職種の定義	〃
假設定職級等級表、假設定職種、職級等級別代表職員一覽表	〃
電気試験所研究報告 五二九號	電 氣 試 驗 所
農林省重要通達速報 農林省重要通達速報編さん室	電 氣 試 驗 所
ロックフェラー財團寄贈圖書第二卷	國立國會圖書館
父兄負擔の教育費調査報告書	文 部 省
日本電信電話公社法解説	電 々 公 社
國際電信電話株式會社法解説	法 務 省
第十三回國會法律集 上卷	法 務 省
教育委員會關係名簿	文部省初等中等教育局
教育委員會設置の手引 前編	文 部 省

工業統計表 第二卷	通商産業大臣官房調査統計部
日本労働運動史 前編	道立労働科學研究所
農家の友 十月號	農業改良普及協會
職業安定 六號	道 勞 働 部
稅務通信 二十二號	道 稅 務 課
北海道勞働經濟三十三號	道立労働科學研究所
教育月報 十月號	道 教育委員會
北海警友 十一月號	札幌國警管區本部
農林省圖書月報 第三卷第六號	北海警友編輯部
讀書春秋 九月號	農林省統計調査部圖書課
總合開發 七號	春 秋 會
教育委員會月報 八月號	北海道總合開發委員會事務局
教育統計 八月號	文部省調査普及局連絡課
調查月報 十月號	文部省調査普及局統計課
郵政統計月報 九月號	北海道拓殖銀行調查部
水産時報 九月號	郵政省經理局統計課
厚生省だより 十七、十八號	水 産 廳
厚生 九月號	厚 生 省
人事院月報 八月號	人事院事務總局庶報局
世界月報 七月號	外務省情報文化局
施設 八月號	電氣通信施設局
電気試験所彙報 第十六卷第八號	電 氣 試 驗 所
通産統計月報 九月號	通商産業省
農林時報 九月號	農 林 省
農林統計調査 八月號	〃
秋田縣議會月報 七、八月號	秋田縣議會事務局
岩手縣議會月報 九月號	岩手縣議會事務局
神奈川縣議會月報 第四卷第七號	神奈川縣議會事務局
群馬縣議會月報 十月號	群馬縣議會事務局

福井縣議會時報 第十四號	福井縣議會事務局
鳥取縣議會月報 第三十一號	鳥取縣議會事務局
山口縣議會月報 八、九月號	山口縣議會事務局
新潟縣議會時報 第八號	新潟縣議會事務局
大阪府會 十月號	大阪府會事務局
長野縣議會資料 第十四號	長野縣議會事務局
昭和二十七年十一月二十日發行	
北海道議會時報 第四卷 第十一號	北海道議會事務局調查課
編 集	北海道議會事務局
發 行	北海道議會事務局
電話 ② 一、八二〇番	
印刷 山藤印刷合資會社	

10月のメモ

- 一日 ○衆議院議員投票日。
- 二日 ○太平洋地域平和會議（北京會議）開幕（十三日閉會）
- 三日 ○ガット（關稅貿易に關する一般協定）總會（ジュネーヴ）開かる。
- 三日 ○ソ連政府は米政府に覺書を送り、モスクワ駐在ケナン米大使の即時召還を要求。
- 五日 ○第十九回ソ連共產黨大會開かる。（十四日閉會）
- 八日 ○教育委員、道議會議員補欠選舉投票日。
- 一〇日 ○朝鮮戰局の休戰本會議は國連軍側の提案により無期限休會に決定。
- 一〇日 ○米國防省は、朝鮮戰爭開始以來の米軍の損害を十二万二千六百九十九名と發表。
- 一四日 ○公務員給與繰上げ支給閣議決定。
- 一四日 ○炭勞四十八時間ストに突入（本日一番方から）吉武勢相は「電産、炭勞兩ストには緊急調整を發動する考えはない」と語つた。
- 一五〇日 ○全道市長會總會（美唄）
- 一四日 ○第七回國際連合總會開幕（ニューヨーク）
- 一五〇日 ○保安隊發足
- 一六日 ○道文化受賞者決まる。
- （教育）文化賞 小森 庄吉氏 文化奨勵賞 伊佐津和平氏
- （藝術） 山下秀之助氏 日本未來派發行所
- （科學） 吉田 巖氏 小倉 善平氏
- 一七日 ○前進座事件第一回公判（札幌地方岩見澤支部）
- イラン、モサデグ首相、對英斷交と決定した旨發表。
- 天皇、皇后兩陛下靖國神社御參拜。
- 社會主義インターナショナル大會ミラノ（イタリア）で開幕さる。
- 靖國神社例大祭開かる。
- 炭勞無期限ストに在る（本道三十八礦參加）
- 戰犯刑死者慰靈祭行わる。
- 五等米政府買入決まる。（一俵裸二千七百九十圓）
- 東北三縣下を舞台に國體開幕。
- 世界銀行調査團來日。
- 文化勳章受賞者閣議正式決定。
- （自然科學）熊谷 岱藏氏、朝永振一郎氏
- （人文科學）佐々木惣一氏、辻善之助氏
- （藝術）梅原龍三郎氏、安井曾太郎氏、永井壯吉氏（荷風）
- イラン對英斷交正式通告。
- 昭電事件（芦田グループ）に判決、芦田均氏無罪
- 自由黨兩院議員總會。
- 特別國會召集、内閣總辭職、議長大野伴睦氏、副議長岩本信行氏、首班には、吉田茂氏指命さる。
- 昭電事件（日之原グループ）に判決、西尾末廣氏有罪。
- 米・比防衛會議（マニラ）終了後、合同コミユニケ發表。
- 第四次吉田内閣發足。
- 日米租稅協定妥結。
- 札幌驛の拓銀現送金千百万圓犯人青森にて捕わる。